



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおけるヘルシルト制（４・完） 一同書（テキスト）成立史との関連において
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 51(3), 1-58
Issue Date	2000-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15018
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(3)_p1-58.pdf



ザクセンシュピーゲルにおけるヘールシルト制（四・完）

—— 同書（テキスト）成立史との関連において ——

石 川 武

目 次

主要文献略語表

序章 —— 問題の所在

第一章 「アウクトル・ヴェートウス」におけるヘールシルト制

第二章 「ザクセンシュピーゲル・ラント法」におけるヘールシルト制

（以上五〇卷六号）

第三章 補論——関連する諸問題

A 「ザクセンシュビーゲル・レーン法」における一期分

B 「ザクセンシュビーゲル」における *rech len*

C 「ザクセンシュビーゲル・レーン法」における *egen*

D 「ザクセンシュビーゲル・レーン法」における *gerichte*

第四章 「ザクセンシュビーゲル・レーン法」におけるヘールシルト制

終章——結論

(以上五一巻一号)

(以上五一巻二号)

(以下本号)

第四章 「ザクセンシュビーゲル・レーン法」におけるヘールシルト制

(一)「ザクセンシュビーゲル・レーン法」に現れる *herschilt* および *scilt* の語のうち、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のあるもの——「レーン法」の条項に則して言えば、八条項中の一二箇所の *herschilt*⁽²⁴⁴⁾ および、三条項中の三箇所の *scilt*⁽²⁴⁵⁾ の語——について、われわれはすでに(註で述べたことをも含めて)第一章で一通り検討をすませた。

しかし「レーン法」には、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のない(すなわち、「レーン法」で新たに「補足」⁽²⁴⁶⁾されたと考えられる)条項においても、*herschilt* の語が一二条項中の一八箇所に、また、*scilt* の語が二条項中の三箇所に姿を見せる。⁽²⁴⁶⁾さらに、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のあるものの中でも、単なる言葉の置き換えや表現の変更に止まらず、実質的な「改訂」ないし「補足」を施された条項が、*herschilt* については(少なくとも)五つ、*scilt* についても

一つある。⁽²⁵⁰⁾本章においては、「レーン法」において新たに「補足」された条項に、これら実質的「改訂」・「補足」を含む条項をも加えて、「レーン法」において新たに「補足」されたヘールシルト像について検討する。

なお、以下の検討は「補足」されたテーマ毎に進めるが、あらかじめ次のことを注意しておきたい。すなわち、このような検討が可能であること、つまり、「補足」が幾つかのテーマに集中し、しかも、(後述するところから明らかのように)それらのテーマが(しばしば)同じ条項に交差^{クロス}して現れること自体、「レーン法」における「補足」が明確な意図のもとに一貫して行われたことを示唆している、ということがそれである。

(二) まず、(ラント法上の)「出生身分」ないし「(各人生得の)法」にかかわる「補足」ないし「改訂」について。

(1) レーン法二一・一^一「息は(彼のヘールシルトを)レーン法廷において(to leneche)(争われた場合)父のシルトを(立証・)取得する、(息が)彼(父)と同等出生身分(evenboddich || ebenbüting)であれば、(また)彼(息)が(同じシルトをもつ者に対する)臣従礼(ないし、臣従関係)によって自分(の身分||シルト)を引き下げ(てい)ない限り」。

「アウクトル・ヴェートウス」(および、それを承けた「レーン法」)の巻頭におけるヘールシルト制の記述においては、すでに第一章で指摘しておいたように、「レーン法(上の能力)」をもつ者は(原則として)少なくとも祖父の代から(三代)騎士の出自をもつ者に限られているから、⁽²⁵¹⁾(各家臣のもつ)「ヘールシルト」に「世襲」的要因が含まれていることは明らかである。またそこでは、「世俗の諸侯が司教たちの家臣になって以来、第三のシルトへと下がった」という意味のことが言われているから、「同じシルトをもつ者(||レーン法上の同身分者)の家臣になればシルトが(一つ)下がる」という原則がすでに存在したことも判る。⁽²⁵²⁾しかしそこでは、第四以下のシルトをもつ者の身分が(したがって、その(ラント法上の)「出生身分」も)特定されておらず、また、それらの家臣が(祖父や)父と同じシルトを承継するということも、

少なくとも明示的には述べられていなかった。このレーン法二・一は、改めて指摘するまでもなく、この缺を補ったものであり、それによつて、家臣が（祖父や）父と同じ、シルトを承継することを明らかにしたものである。しかもこの場合、息が「父と同等出生身分である」ことが前提になっているから、ここにも（「ラント法」の影響を受けた）「各家臣のもつシルトの出生身分への固定化の傾向」が明確な形で現れている、と言えるであらう。⁽²⁵³⁾

(2) レーン法二・二「息が（亡）父に代わつて（＝亡父の主君の）家臣になることを望まない（そして、亡父の主君よりもシルトの高い主君の家臣、多くの場合亡父の上級主君の直臣になる）場合（にも）、それによつて彼のシルトが高められることはない。旗レーン以外のものは、（すなわち）それが彼に封与される場合を除き、家臣のシルトを高めることがない」。⁽²⁵⁴⁾

この条項が、直前のレーン法二・一を承けて、各家臣のもつ（ヘール）シルトは、（國王から直接に「旗レーン」を封与されて）「（世俗）諸侯」に昇格する場合を除き、たとえ亡父の主君よりも（ヘール）シルトが上の（上級）主君の家臣になつても上がることはない、ということを確認することによつて、「ヘールシルト制」の（レーン法上の身分秩序としての）安定化を図ろうとしていることは改めて指摘するまでもあるまい。

ただ見落とすことができないのは、このレーン法二・二の直後には、さらに次の条項が（おそらくレーン法二・一や二と同時に）「補足」されていることである。レーン法二・三「⁽²⁵⁵⁾「なんびともレーン（誰かに）相続させることはない、父が息にそうする（＝レーンを相続させる）場合を除いて」。レーン法二・一に始まる「補足」をここまで通して読むと、「ヘールシルト制」の安定化を目ざすレーン法二・二の背後にも、「世襲」の要因、あるいは、「ヘールシルトの出生身分への固定化の意向」が潜んでいることは、容易に読み取ることができるであらう。⁽²⁵⁶⁾

(3) 以上のように見てくると、（それぞれ A V・一六と一・一二に対応する）レーン法二・四と四七・二（で「改訂」さ

れた箇所⁽²⁵⁷⁾、および、(いずれも)「レーン法」(で新たに「補足」された)二・五と八〇・二に、「ヘールシルトに生まれ(ついで、いない(者)」あるいは「ヘールシルトに生まれ(ついで、いない(者)」という表現が姿を見せることも、決して単なる偶然ではなく、「レーン法」にいたって(はじめて)明確に意識され自覚されたヘールシルトの出生身分への固定化の傾向を示すものと解される⁽²⁵⁸⁾。

(三) 次に、(ほんらい)「レーン法(上の能力)」ないし(その意味での)「ヘールシルト」をもたない者のレーン法上の権利ないし地位にかかわる「改訂」ないし「補足」について。

(1) レーン法二・五⁽²⁵⁹⁾「ヘールシルトに生まれ(ついで、いない)いずれの者(ないし、家臣)も、ヘールシルトを欠く者(Ⅱ家臣)に(主君として)所領を封与するのを拒むことをえず、また、いかなる彼の(新しい)主君をも却けることをえない、彼が彼(Ⅱ新しい主君)に授封更新を求めるべき場合、たとえ彼(Ⅱ新しい主君)がヘールシルトをもつていなくても」。

(a) この条項は、(A V 一・四、一・五、一・六に対応する)レーン法二・一、二・二、二・四の直後に「補足」されたものであるが、これら先行する諸条項においては、まず、「レーン法(上の能力)ヘールシルト」を欠く者⁽²⁶⁰⁾が列挙された上で(レーン法二・一)、これらの者がそれにもかかわらず主君から所領を授封された場合、彼等は「彼(Ⅱ主君)からその所領に関する *lenech* (Ⅱその所領をレーンとして占有・支配する権利⁽²⁶¹⁾)を受領する」が、「それを彼等の子たちに相続させることはなく、また(彼等)自身(も)別な(Ⅱ第二の、新しい)主君に対する *soz* (Ⅱ授封更新請求権⁽²⁶²⁾)を欠く」とし(レーン法二・二)、さらに、彼等のレーン法廷における証人としての地位(ないし、権利)の制約について述べている。これら先行する諸条項から、レーン法二・五にはじめて姿を見せる「ヘールシルトに生まれ(ついで、いない)者⁽²⁶³⁾」とは(この

場合)「(ほんらい)ヘールシルト(ないし、レーン法)を欠くにもかかわらずある主君から所領^{レイン}を授封された者」を指すことが判る。

(b)この条項は、まず、こうした家臣がその所領を自分の家臣に(又)授封する際に、(レーン法二三・一ⅡAV一・五〇の規定にかかわらず)、(自分自身がヘールシルトを欠いているのだから)自分の家臣がヘールシルトを欠くという理由で(その更新を含む)(又)授封を拒むことができない、ということ⁽²⁶⁴⁾を明確にしたものである。この点について、①(ほんらい)ヘールシルトを欠く者がそれにもかかわらずある主君から所領^{レイン}を授封された場合、その者は(当然)その所領を自分の家臣に(又)授封できることが前提されていること、および、②そうした者から所領を(又)授封された家臣の地位についての記述は(「レーン法」の現行刊本では)この(「レーン法」で「補足」された)条項にはじめて姿を見せること⁽²⁶⁵⁾、以上二つのことが注目される。

(c)レーン法二・五は、さらに、(ほんらい)ヘールシルトを欠くにもかかわらず授封された家臣が、(特に上級主君から指定された)別の(Ⅱ第二の、新しい)主君に授封更新を求めるべき場合に(自分自身もヘールシルトを欠いているのだから)その主君が「ヘールシルトをもたない」という理由でそれを拒むことはできない、ということ⁽²⁶⁶⁾を明確にする。この点について真先に問題になるのは、こうした家臣は(そもそも)授封更新請求権をもたないという、先行するレーン法二・二で明示的に述べられていた原則との関係である。つまり、レーン法二・二の原則からすれば、こうした家臣が「別な主君に授封更新を求めるべき場合」はそもそもありえないのではないか、という疑問を避けることができる⁽²⁶⁷⁾であろう。しかし、この疑問に対する解答は、やがて(3)で扱うレーン法二・七に見出すことができる。

(2)レーン法二・六Ⅱ「ヘールシルトについて完全なある家臣が、聖職者または女性またはヘールシルトをもたない(誰か)ある者から(所領^{レイン})を授封される(あるいは、された)場合、彼(Ⅱその家臣)はそのレーンの授封更新を別な(Ⅱ第

二の、新しい)主君に対して求めることをえない、ただしある聖職者またはある女性が選挙によつて(=主教・修道院長または修道尼院長に選挙されて教会諸侯になることにより)ライヒの所領を(レーンとして)受領し、そしてそれによつて(あるいは、それをもとに)(第二)ヘールシルトをもつ(=取得する、あるいは、した)場合は別であり、(この場合)彼等(教会諸侯)はその(ライヒの)所領を(ヘールシルトについて完全な家臣に)封与することができし、人(=その家臣)は(彼等=教会諸侯に異動があつた際に)その所領の授封更新を別な(=第二の、新しい)主君(=教会諸侯)に対して求めることができる。

(a)この条項は、第一章・第二章ですでに指摘しておいたように、対応するAV一・七にかなり重要な「改訂」を施したものである。そのうち内容的に最も重要な「改訂」は、AVの「ただし、男性または女性が選挙によつて受領した imperialia (beneficia) および ecclesiastica (beneficia) は別であり」という件に関して、一つにはそこから ecclesiastica (beneficia) の語を「削除」し、今一つには「そしてそれによつて(あるいは、それをもとに)ヘールシルトをもつ」の一文を「補足」したことであろう。この「改訂」によつて、①この例外が(もつぱら)教会諸侯にかかわ(り、ヴォルムス協約の線に沿つて、彼等のもつ Temporalia = 俗的権利はすべて、したがつて教会所領の授封権も、法的には皇帝=国王から授封されたレーンである、という建前が貫かれてい)ること、および、②この(場合に限つて家臣が授封更新請求権をもつという)例外の「法的根拠」が(ほんらいレーン能力をもたない)「聖職者または女性」が(諸侯になつて)「(第二)ヘールシルトを取得する」点にあること、以上二つのことが明確になつてゐる。しかし、ほかならぬこの点(具体的には②)は、この場合、主君(=「聖職者または女性」)は「ヘールシルト」をもつており、(彼等から授封された家臣がその所領について完全な「レーン法(上の権利)」をもつのはむしろ当然のことであつて)、この事例が「レーン法」(および「アウクトル・ヴェートウス」)のそこでの文脈、および、ここでのわれわれの問題関連にとつては、あくまでも「例外」にすぎないことを示している。

(b) レーン法二・六(およびAV一・七)で述べられている「原則」は、その冒頭の一文に明らかなように、「聖職者または女性」など「ヘールシルトをもたない者(主君)」から授封された「ヘールシルト(AV一・七では *beneficiale ius*)」について完全な「家臣は授封更新請求権をもたない、ということである。これに関連して四つのことに注意しておく必要がある。」①ここで問題になっているのは、もっぱら「ヘールシルトについて完全な」家臣であること。②この条項(およびAV一・七)では、「聖職者および女性」など「ヘールシルトをもたない」主君が「ヘールシルトについて完全な家臣」に所領を又授封することは自明のこととして前提されていること。③「アウクトル・ヴェートウス」(および「レーン法」の対応条項)において、およそヘールシルトを欠く主君から所領を授封された家臣の地位ないし権利について述べている条項は、ここまでのところではこの(AV一・七)レーン法二・六がはじめてでありだけであること。④この条項において明示的にそうした家臣がもちえないとされているのは、授封更新請求権だけである(彼等が又授封権および「相続」権をもつかどうかについては言及されていない)⁽²⁷⁴⁾が、このこと自体はレーン法二・一(=AV一・七)で述べられている「原則」と合致すること。

(c) この条項にはもう一つ「改訂」された箇所がある。すなわち、右の「例外」(「聖職者または女性」である主君が「教会諸侯」である場合)について、「アウクトル・ヴェートウス」(一・七)では、「これらの所領(前述したように、「ライヒの所領」だけでなく、「教会の所領」をも含む)について(その)家臣は *beneficiale ius* を取得する(あるいは、もつ)ことになる」とあった末尾の一文が、この条項では「(この場合)彼等(教会諸侯に選挙された聖職者または女性)はその(ライヒの)所領を(ヘールシルトについて完全な家臣に)封与することができるし、人(その家臣)はその所領の授封更新を別な(第二の、新しい)主君に対して求めることができる」と「改訂」されている。

このうちの前段(「その所領を封与することができる」)は——この条項は(AVにおいても)もともと「ヘールシルト

について完全な家臣」が「ハールシルトをもたない主君」から授封される場合(のあることを前提し、その場合)に家臣が所領^レについて「権利」を論じているのだから——単なる(あるいは、なくもがなの)「注意規定」にすぎないとも考えられるが、むしろ後段への伏線として「その所領を(recht lenとして)封与する(lien)ことができる」と言いたいのだ、と解すべきであろう。⁽²⁶⁾その後段は、「アウクトル・ヴェートウス」のbeneficiale ius(も、この場合具体的には「授封更新請求権」を指すことは容易に理解できるが、それを具体的に「その所領の授封更新を別な主君に求めることができる」と書き改めたものであることは縷説を要しないであろう。しかし、ここで注意しなければならないのは、beneficiale iusを直訳すればそうなるはずの)lenechtの語が(おそらく意識的に)回避されていることである。それによって、「レーン法」ではlenechtの語を——それが所領^レに関する家臣の「権利」を指す場合——「又授封権」の意味に限定して用いられている、ということを確認できるからである。

(3)レーン法二・七Ⅱ「しかしながら、城塞レーンおよび教会、および、ある家臣がそれをもとにライヒに対して勤務を行う義務を負わないすべてのレーン、それ(らのもの)を聖職者および女性性は、彼等はハールシルトをもたないにもかかわらず、(自分の家臣に)封与(Ⅱ又授封)することができるし、また人(Ⅱ彼等の家臣)は(主君に異動があった際)その(所領の)授封更新を別な(Ⅱ第二の、新しい)主君に求めることができる」。^(26a)

「アウクトル・ヴェートウス」(A V・一・五)(およびそれに対応するレーン法二・二)では、(聖職者および女性性も含めた)ius beneficiale(「レーン法」ではlenecht)を欠く者(全体)について、彼等がある主君から所領を授封された場合、(それをレーンとして占有・支配する権利はもつが)、「相続」権および授封更新請求権をもたないことが明記されていた。⁽²⁶⁾したがって、この(「レーン法」で新たに「補足」された)条項がそうした原則に対する「例外」ないし「修正」を意味することは改めて指摘するまでもないが、この条項については次の諸点について注意する必要がある。

(a) この条項はもっぱら「聖職者および女性」について述べており、先行するレーン法一・六のように、「ヘールシルトをもたない者」(一般)の「代表者」としての彼等に言及しているのではないこと。換言すれば、ここでは「ヘールシルトをもたない者」の中で「聖職者および女性」だけが(自分の家臣に)(又)授封することができ、また、彼等から授封された家臣だけが彼等に対して授封更新請求権をもつ、とされている。これが「ラント法」における「聖職者」および「女性」の(ラント法上の)法的地位の省察と無関係でありえないことは、繰り返し指摘するまでもあるまい。⁽²⁷⁸⁾

(b) しかし、この条項が「ヘールシルトをもたない」にもかかわらず授封された者に(例外的に)(又)授封権と授封更新請求権を認めているのは、さらに、「聖職者および女性」が「城塞レーンおよび教会」など「ライヒに対して勤務を行う義務」を伴わないレーンを授封された場合に限定されている。

(c) このうち、「教会」(そのものが授封される場合、そのレーン財としての特性については(ザクセンシュピール⁽²⁷⁹⁾ではこれ以外にはほとんど言及がなく)必ずしも定かではないが、ヘールシルトを欠くにもかかわらず主君から所領を授封された者は、一般に、主君のレーン法廷における証人としての地位・能力には制的があるものの、それへの参廷義務は負っていた、と思われる。⁽²⁸⁰⁾これに対して、「城塞レーン」を授封された城臣が、城塞の守備および城塞法廷への参加を除いて、城主である主君に対して(通常の)軍役義務および(通常の)参廷義務を負わないことははっきりしている。⁽²⁸¹⁾したがって、この条項で「ライヒに対して勤務を行う義務」(を伴わない)と言われているのは、具体的には、(直接には主君に對する、通常の)「軍役義務」についてであると解される。これは大部分の *des Ritters dienst* の用語法とも合致するが、以上の解釈が誤っていなければ、この条項は、要するに、「聖職者」や「女性」が「教会」や「城塞レーン」など(ザクセンシュピール、特にその「レーン法」では、すべて「ライヒ」に対して行われるという建前が貫かれている)「軍役義務」を(例外的に)伴わないレーン財を授封した場合にかかわる、ということが判るであろう。

(d)すでに本章・C、(四)・(5)で述べたように、この条項にはアイケ以後、彼等(「聖職者と女性」のアイゲンについて)「しかし彼等のアイゲン」については、彼等はそれを封与することができ、また人(「彼等の家臣」は別な(「新しい」)主君にその授封更新を求めることができるし、また、アイゲンが(それまでの持主の死亡により)彼等に帰属する場合、人(「前の持主の家臣」はその授封更新を(彼等に)求めることができ、また、彼等はそれを(前の持主の家臣に)封与しなくてはならない」という)補足が施されている。この補足によつて、「聖職者および女性」から彼等のアイゲンを授封された家臣にも授封更新請求権が認められていることは前述した通りであるが、この補足がほかならぬレーン法二・七(の前段)に(ひきつづき)付け加えられていることによつて、少なくともこの補筆者が「聖職者および女性」に授封されたアイゲン(「アイゲン・レーン」)には「ライヒに対して(軍事)勤務を行う義務」がない、と考えていたことが判るであらう。⁽²⁸³⁾

(e)以上の解釈が正しければ、(アイケ以後)の手に成る補遺を含めて)レーン法二・七で、(ほんらい)ヘールシルトを欠く「聖職者および女性」から授封された家臣に授封更新請求権が認められているのは、すべて「ライヒに対して(軍事)勤務を行う義務」を伴わない所領^(レ)が授封された場合に限られる、ということになる。このことは、裏から言えば、(ほんらい)ヘールシルトを欠くにもかかわらず所領^(レ)を授封された家臣に対して授封更新請求権を認めない(レーン法二・二)のは、その所領について(実質的に)「ライヒに対する(軍事)勤務」を期待できないという事態をできるだけ短期間(具体的には、それを授封した主君の代)に限ろうとする志向と無関係ではありえない、ということが示唆されている。したがって、ここにも——裏から間接的にではあれ——⁽²⁸⁵⁾ recht lenと「ライヒに対する(軍事)勤務」との関連を重視する姿勢⁽²⁸⁶⁾がうかがわれる、と言うこともできるのである。

(四)「レーン法」では、以上に触れたもののほかに、(明示的に)「女性に対する(共同)授封」に言及した条項がさらに

七つ「補足」⁽²⁸⁷⁾されている。「女性に対する(共同)授封」は、もちろん、「(ほんらい)ヘールシルトを欠く者のレーン法上の地位・権利」とかわかるが、ここでは(分量の関係で)便宜上、節を改めて、(本文ではそれらの条項(のうち主要なもののみ)を検討する。

(1)・(a)レーン法五六・一Ⅱ「また、(男性である)家臣はある女性とともに(共同で)所領^{レーン}を受領することができ、それによってその所領について彼が彼女を代表(・擁護)し(vorstellen)(この場合、特に主君のレーン法廷においてその所領についての権利を彼女に代わって主張・擁護する、の意)、また、彼女の主君が死亡する(ないし、した)場合、——彼女はヘールシルトを欠いているため、彼女には⁽²⁸⁸⁾no(Ⅱ授封更新請求権がないので——(彼女に代わって)別の(Ⅱ第二の、新しい)主君にそれ(Ⅱその所領)について授封更新を求める(ことができる)。(この場合、その家臣はヘールシルト、および、その所領についてその女性から(託されて)(あるいは、その女性のために)(van der vrouwen halven)ゲヴェーレ(Ⅱ所領の占有権)を受領している。それゆえに彼はそれ(Ⅱその所領)について volge (Ⅱ授封更新請求権)をもつのである」。

この条項が「女性に対する共同授封」(の一種)であり、それによって「(ほんらい)ヘールシルトを欠く者に対する授封」(一般)に伴う家臣権の欠陥——具体的には、授封更新請求権の欠如(レーン法二・二)⁽²⁸⁸⁾およびレーン法廷における(証人)能力の制約(レーン法二・四)⁽²⁸⁹⁾——が補完されることは、改めて指摘するまでもあるまい。しかし、この場合の「共同授封」の法的性格、特に家臣が所領についての「ゲヴェーレ」を「女性から(託されて)」「あるいは、「その女性のために」(受領すると言われるのはなぜか(あるいは、そのことが何を意味するか)、⁽²⁹⁰⁾はこれだけでは判然としない。

(b)(その直後につづく)レーン法五六・二Ⅱ「しかしながら、彼(Ⅱ家臣)がその所領についてゲヴェーレ(Ⅱ占有権)をその者から(託されて)(あるいは、その者のために)受領している女性が死亡する(あるいは、した)ならば、彼が後、人としての地位(ないし、後見権)にもとづき、(to vormunschap)受領した彼に対する授封(sin lenunge)(ないし、彼の受封)

は終る、彼に対して(それとは別に)それ(Ⅱその所領)について *recht len* あるいは *gedinge* が封与され(てい)ない限り」。

この条項によつて、レーン法五六・一の「共同授封」における家臣が女性の(レーン法上の)後見人であることが判り、また、なぜこの家臣が(女性とともに)授封されるのに)所領のゲヴェーレ(Ⅱ占有ないし管理)を「女性のために」(あるいは、「女性から託されて」)受領するのかということも、納得がいくであろう。この家臣(Ⅱ後見人)と女性の(ラント法上の)関係(特に、彼が彼女の「法定後見人」であるか)は判然としないが、この点に関して、成年(Ⅱ満二歳)に達しない子の後見人は、(多くは)主君自身、あるいは、(主君でない場合には)主君の家臣の一人とされている(つまり、主君の家臣であっても「法定後見人」であるとは限らない)ことが想起される。

(c) レーン法五六・五⁽²⁹⁴⁾「彼(Ⅱ後見人である家臣)は、それ(Ⅱその所領)についてのゲディング、および、自由(*ledich*)な(Ⅱまだ女性の家臣に封与Ⅱ又授封されていない)所領を、また、(すでに女性の家臣に封与Ⅱ又授封されていたそれ(Ⅱ所領)のうち(家臣の死亡等により)自由に(*ledich*)になる(Ⅱ女性の手許に戻る、あるいは、戻った)ものをも、彼女の同意を得て(彼女の家臣に)封与(Ⅱ又授封)することができる、それは、彼等二人が総手的に(Ⅱ共同で)(*mit gesamen der hand*) (具体的には、二人の手を重ね合わせて主君の開かれた手の中に置いて)その所領についての完全なレーン法(上の権利)(*en vil leuecht*)を受領したからである、すなわち、彼は授封(*lenunge*) (あるいは、受封)とヘールシルトをもち、また、彼女は同じ授封(あるいは、受封)とゲヴェーレ(Ⅱ占有権)をもっている(からである)」。

この条項の論旨を正確に把握することは必ずしも容易ではない。しかし、この条項が(全体として)、後見人である家臣が(被後見人であり、法的には所領の受封者である)女性(の同意を得た上で彼女)に代わつて所領(そのもの)および(それについての)ゲディングを女性の家臣に(又)授封できることを述べ、その理由(Ⅱ法的根拠)を説明していることは明らかであろう。

その理由（Ⅱ法的根拠）として挙げられていることの中で注目されるのは、授封を別にすれば、まず、女性（のみ）がゲヴェーレ（Ⅱ占有権）をもち、後見人である家臣はヘールシルト（のみ）をもつ、とされていることである。すなわち、この条項は、ある家臣が主君から授封された所領を自分の家臣に又授封するには、その家臣がヘールシルト（Ⅱレーン能力）とその所領についてのゲヴェーレ（Ⅱ占有権）を併せもつことが要件になる、という考え方を前提にして、ある女性の後見人である男性と共同である所領を受領した場合には、後見人である家臣が女性に代わって彼女の家臣に（ゲディングをも含めて）その所領を（又）授封することができるのは、彼が自らヘールシルトをもちさらに後見人としてその所領についてのゲヴェーレ（Ⅱ占有・管理）を（女性から託されて）いる（あるいは、後見人としての地位にもとづきその所領についてのゲヴェーレⅡ管理権をもっている）⁽²⁹⁷⁾からである、と主張しよう、としている。これによって、先のレーン法五六・一と五六・二に見られた「（彼は）その所領について女性から（託された）ゲヴェーレ（をもつ）」⁽²⁹⁸⁾と書かれていたことの意味もはつきりするであろう。（ただし、こうした考え方を前提にすれば、女性（および、ほんらいヘールシルトを欠く者）は、後見人と「共同で」授封されない限り、所領の自分の家臣に（又）授封することができない、ということになる⁽²⁹⁸⁾）。

この条項でもう一つ注目されるのは、このこと——厳密に言えば、女性がこの所領を授封されてゲヴェーレをもち、また、もともとヘールシルトをもつ家臣が「共同授封」によって後見人としての地位にもとづく「管理権」を取得すること——を「完全なレーン法（上の権利）を受領する」としていることである。この条項によって（後見人である家臣による）所領の又授封が可能なること、また、（実質的には同じ要件を掲げる）レーン法五六・一と五六・二によって（主君に異動があった際に）授封更新請求権があることははつきりしている。しかし、この条項（および、先行するレーン法五六・一、四）には、「相続」権（Ⅱ所領を封相続人に「相続」させる権利）にはいっさい言及されず、後見人との「共同授封」の場合にも女性には所領の「相続」権は認められなかった、と推定される。（因みにこの用語法は、（夫の）レーンについて設定された

「一期分」が(夫の死後)妻の占有(・支配)に帰したとき、(妻に「相続」権がないことははっきりしているのに)それを *recht len* と称んでいることを想起させるであろう^(288・a)。

(2)・(a) レーン法七五・一「女性の朋友(または親族、あるいは、それを含む朋友) (*vrunn || Freund*) である(男性の) ある家臣が彼女とともに所領を受領した場合、彼女の主君が死亡する(あるいは、した)時は、その女性はヘールシルトを欠いているため(新しい主君に)その(所領の)授封更新を求めることができないので、その家臣が——彼はヘールシルトをもっているから——彼の法(「権利」)に従い(新しい主君に)その所領の授封更新を求めることは差し支えない。彼等二人のうちいずれかの者が他の者より長く生き(延び)るならば、その者は、それ(「その所領」)を彼等(二人)に封与した主君に対して、(ひきつづき)その所領についてのレーン法(上の権利)それをレーンとして占有・支配する権利)をもつ。しかしながら、この家臣がそれ(「所領」)を女性の手⁽²⁸⁹⁾に、受領し、女性の死後それ以外のもの(「権利」)をもたないならば、彼はそれ(「その所領」)について(それをレーンとして占有・支配する)権利をもたない」。

この条項(前段)も「女性に対する(男性である家臣との)共同授封」にかかわり、(実質上)女性に対して(主君に異動があった際の)授封更新⁽²⁹⁰⁾、求権を認めようとする趣旨のものであることは言うまでもない。しかし、注意しなければならぬのは、(その後段に見られる)今し方(1)で扱った「後見人である家臣との共同受封」との相違である。

女性が後見人である家臣と共同授封された場合には、(1)・(b)で述べたレーン法五六・二に明らかなように、女性が先に死亡すれば、「彼が後見人としての地位にもとづいて受領した彼に対する授封は、彼に対して(それとは別に)それ(「その所領」)について *recht len* あるいは *geginge* が封与されていない限り、終る」。(したがって、レーン法七五・一末尾の一文、「それを女性の手⁽²⁸⁹⁾に、受領し」というのは、レーン法五六・二のほんらいの受封者が女性であり、家臣はその後見人にすぎない場合を指している)。これに対して、この条項(前段)の「家臣」は女性の死後においても「主君に対して(ひき

つづき)その所領についてのレーン法(上の権利)をもつことが明記されている。これによって、この条項の「共同授封」が(後見人との「共同授封」ではなく)文字通りのそれ(「学者のいわゆる「総有」ないし「総手的授封」)であることが判る(299)であらう。

(b)レーン法七五・三⁽³⁰⁰⁾「ある主君(D)がある女性(A)——あるいは、誰かへ、ル、シルトを欠く者——がゲヴェーレの中にもつ(「占有・支配している)彼女の所領を訴求して、その主君(D)がそれ(「その所領」はある彼女の家臣(B)の死亡により自分にとって自由(freidich)になった(「自分の手許に戻った)と主張し、そして(あるいは、これに対して)女性(A)はそれ(「その所領」はまだ生きている別な者(ないし、別な主君(C)から自分に(授封された)と主張する場合、彼女(A)をその主君(C)が、レーン法がそうであるように(「レーン法の定める手続に従い)、その所領について保障する(「彼女にその所領について追奪担保を与える)ならば、女性(A)がその所領(についての占有権を立証したことにより、勝訴してそれ)を取得する」。

この条項は、それだけを独立に読むと、そもそもなぜ主君(D)が自分の家臣(B)の死亡を契機に問題の所領を訴求できるのか、理解することが難しいであらう。しかし、この条項はもともと(「ドイツ語第一版」では)たった今(a)で扱ったレーン法七五・一の直後につづいていたものであり、それと関連させて読むと、次のようなケースを想定したものと理解することができよう。

女性(A)が家臣(B)とともに主君(C)からある所領の「共同授封」を受ける。二人のうち家臣(B)が先に死ぬ。Bは他の主君(D)の家臣で(も)あった(あるいは、この所領以外のレーンは、少なくとも主に、Dから受領していた)。そこで彼の主君(D)が、Bの所領(でもあるこの所領)は、Bの死亡により自分の手許に戻ったはずだとして、現にそれを占有(・支配)しているAにその引渡しを求める。それに対して、女性(A)は、この所領はBとともに別な主君(C)か

ら「共同授封」を受けたものであり、(レーン法七五・一に明記されているように) Bが先に死亡した場合、自分がそれを(ひきつづき)占有(・支配)することができると主張し、主君(C)を証人として「(共同)授封」を立証する――。

この条項は、こうしたケースにおいては女性(A)が勝訴し、主君(D)の主張は却けられる、ということを明確にしたものであり、さらに、女性だけでなく、「ヘールシルトを欠く者」(一般)が主君(C)の家臣で(も)ある家臣(B)とともに「共同授封」を受けた場合も同様、としている(が、この場合、家臣(B)は――レーン法五六(一・二・五)のケースとは異なり――、彼等の「後見人」ではないことに注意されたい⁽³⁰⁾)。

(3) このほかに、第三章・Aで分析した(レーンについての)「一期分」に関する条項のうち、「ドイツ語第一版」に限っても、レーン法三一・一(同上、(一)・(一))が、(*herschilt*の語は姿を見せないもの)「女性に対する授封」にかかわることは言うまでもないであろう。

(4) 以上に分析してきたところから、「レーン法」において「補足」された「女性に対する授封」に関する条項がかなりの数に上るだけでなく、それらの条項において、すでに第三章・Aにおいて(レーンについての)「二期分」に関して指摘したのと同じように、女性のレーン法上の「権利」が明記ないし強化される――具体的には、特に(後見人とのそれであれ、「朋友」(ないし、親族)とのそれであれ)「共同授封」の場合に「授封更新請求権」が認められる――傾向を読み取ることができる。すでに第二章・(四)で指摘しておいたように、これらのことが総じて「ラント法」において女性の(ラント法上の)法的地位を省察した結果と無関係ではありえないことは言うまでもあるまい⁽³⁰²⁾。

(五) 次に、家臣の上級主君に対する関係、特に授封更新の請求にかかわる「改訂」ないし「補足」について。

(1) 「私の家臣の家臣(＝又家臣)は私の家臣でない」と言われるように、上級主君と(又)家臣の関係が(直接に)問

題になる場合は極めて限られている。具体的には、(又)家臣が同時に上級主君(からも所領を授封されてそ)の家臣でもあり、あるいは、たまたま(おそらく)主君に随行して上級主君のレーン法廷の席に列なっている場合を除くと、基本的には、主君が家臣に対して法(Ⅱ裁判)を拒絶した場合⁽³⁰³⁾のほか、主君が封相^{レイン}続人なしに死亡し、あるいは、主君がその所領^{レイン}を上級主君に返還したり、上級主君のレーン法廷の判決をもって剥奪されるなどの事由により、家臣に授封されていた所領^{レイン}が上級主君の手許に戻り家臣がその授封更新を上級主君に求める場合⁽³⁰⁴⁾に限られる。

それにもかかわらず、(又)家臣の上級主君に対する授封更新の請求は、「アウクトル・ヴェートウス」に対応条項・対応箇所のない「レーン法」の一八条項において明示的な言及の対象となっている⁽³⁰⁵⁾。つまりそれは、ゲディング⁽³⁰⁵⁾と並んで、「レーン法」で(「改訂」・「補足」)されたテーマとして、(少なくとも量的には)最も主要なテーマに属しているのである。さらに、本章のここまでのところで取り上げた条項の中で「別な(Ⅱ第二の、新しい)主君」に対する家臣の授封更新請求にかかわる条項(少なくともその大部分)については、(明示的な「上級主君」への言及がなくても)「上級主君」に対する授封更新請求が含まれ⁽³⁰⁶⁾(う)ることを忘れるわけにはいかない。本節では、まずそのことを念頭に置いた上で、以下本章での課題に則して、(又)家臣と上級主君の関係にかかわる条項のうち *herschilt* の語が現れるものを順次検討する。

(2) ここでは、レーン法八〇・二と八〇・三を検討するが、その理解に資するため、まず *herschilt* の語は用いられていないがそれらに先行するレーン法八〇・一について検討しておく。

(a) レーン法八〇・一Ⅱ「いずれかの者(Ⅱ家臣)が彼の所領^{レイン}について上級主君に対して授封(更新)または(新しい主君の)指定を希求し、その際彼(Ⅱ上級主君)が彼(Ⅱ家臣)に彼の(前の)主君と同身分者でない者(Ⅱ前の主君より身分の低い者)(*sines herren ungenot*)を(新しい主君として)指定する(あるいは、した)場合、その後家臣が(新しい主君に)授封更新を求めるべき年以内にそのことをはじめて知る(あるいは、知った)ときは、彼(Ⅱ家臣)は上級主君の前(Ⅱレーン

法廷)でその(主君の)指定を拒まなくてはならない。(その場合)、主君が望むならば、彼(Ⅱ家臣)は直ちに、なぜ彼は(指定された主君に)授封更新を求めようとしなかったのか、を述べなくてはならない。しかし、彼(Ⅱ主君)が望むならば、彼(Ⅱ主君)はそのことについて彼(Ⅱ家臣)(に裁判期日を定めて彼)を彼の家臣の前(Ⅱレーン法廷)に一度(だけ)召喚することができ、それについての判決が非難されるか、あるいは、(レーン法廷の)判決をもって(終局)判決の延期が定められる(あるいは、られた)場合を除き、それ(Ⅱ一度)以上では(Ⅱ一度以上召喚すること)はない。その場合家臣は、彼がその(新しい主君の)指定を拒むのは、(前の主君よりも)劣った出生(身分)によるのか、それとも、人(Ⅱ上級主君)が彼(Ⅱ家臣)に(主君として)指定した者(自身)、あるいは、彼の父または彼の祖父が、(同身分者に対する)臣従礼(あるいは、臣従関係)により自分(のシルト)を引き下げたことによるのか、を述べなくてはならない」。

第一章で述べておいたように、上級主君が(又)家臣に新しい主君を指定する場合、(もちろん、「同じシルトをもつ」同身分者の家臣になるとシルトが(二つ)下がる」という原則を前提にして)、上級主君は「家臣が前の主君から受領していたのと同じ名、誉をもって新しい主君から所領を受領できるように」すべきことは、「アウクトル・ヴェートウス」(および「レーン法」の対応条項、具体的には、AV・一五七Ⅱレーン法二五・一、および、AV・一二四Ⅱレーン法五四・一)においてすでに(繰り返し)述べられていた。⁽³⁰⁾このレーン法八〇・一が、それにもかかわらず上級主君が前の主君と同身分者でない(具体的には、シルトが下の)主君を指定した場合に家臣がそれを拒むための手続を具体的に「補足」したものであることは、改めて指摘するまでもあるまい。しかし、ここで前の主君と「同身分者でない者」(ungenote)について *port* (出生ないし出生身分)の語が用いられていることに注意する必要がある。つまり、この条項にも、「レーン法」で新たに「補足」された箇所にはじめて明確な姿を現わす「ヘールシルトの出生身分への固定化の傾向」がはっきり認められるのである。⁽³⁰⁸⁾

(b) レーン法八〇・二「それから(上級)主君は(家臣たち、ないし、レーン法廷に)、彼(〓その家臣)は何か彼(〓自分)に役立つ(helpende)(〓法的効果ないし「権利」をもたらす)ような陳述をなしたか(について)判決を質問すべきである。人(〓家臣たち、レーン法廷)が、彼(〓その家臣)はそう(〓彼に役立つ陳述を)しなかった、という判決を発見(〓提案)するならば、彼(〓その家臣)はかの者(〓上級主君が指定した新しい主君)に授封更新を求めなくてはならず、さもないければ、彼(〓その家臣)はその判決を非難しなければならない。人(〓家臣たち、レーン法廷)が、彼(〓その家臣)は正しい陳述をなした、彼がそれ(〓陳述)を証人により立証する限り、という判決を発見(〓提案)するならば、彼が(前の主君より)劣った出生(身分)によって(主君の)指定を拒んだ場合は、彼は誰であれ彼等の(生得の)法について非難される余地のない人々と自分とも七人(の証人)によりそのことを立証しなくてはならない。(また)彼(〓その家臣)が、人(〓上級主君)が彼に(新しい主君として)指定する(あるいは、した)彼(〓新しい主君自身)あるいは、彼の父または彼の祖父が臣従礼(ないし、臣従関係)によって自分(のシルト)を引き下げたことにより、その(主君の)指定を拒んだ場合には、彼(〓その家臣)は、その(上級)主君の家臣であろうとなかろうと、ヘールシルトに生まれ(つい)ている人々と自分とも三人(の証人)によりそのことを立証しなくてはならない。彼等(〓証人)がその(上級)主君の家臣である場合には、(上級)主君は彼等を(彼に対する)彼等の忠誠宣誓にかけて(bi sinen huden)(具体的には、改めて宣誓を求めるまでもなく)証言(ないし、証人)へと(〓証人となつて証言するよう)義務づけるべきである。彼等(〓証人)が彼(〓上級主君)の家臣でない場合には、彼等は彼等の宣誓をもつて、かの者(〓その家臣)の、人(〓上級主君)が彼(〓その家臣)に指定する(ないし、した)(新しい)主君はヘールシルトについて彼の前の主君の同身分者(sines ersten herren genot)ではない、という証言を請け合(あるいは、保障)しなければならない」。

この条項が、前出レーン法八〇・一にひきつづき、(又)家臣が上級主君に対し(新しい)主君の指定を拒むための具体

的な手続を述べたものであることについては、改めてコメントするまでもあるまい。ただ、ここでも「ヘルシルトに生まれ(ついで)、いる人々」という表現が用いられていること、および、最後の一文からヘルシルトとの関連で「*genot* (＝*Genosse*)」と言われる場合、それが(少なくとも主に)「レーン法上同身分の者」(つまり、「同じシルトをもつ者」)を指すことが判る、ということだけを指摘しておきたい。⁽³⁰⁹⁾

(c) レーン法八〇・三「その証言が及ぶ者(＝上級主君から新しい主君として指定された者)が(上級主君のレーン法廷に)出頭し、そして彼がそれ(＝彼が前の主君よりも出生身分あるいはシルトが低いという証言について)彼の雪冤(ないし、否認)宣誓をなすこと申し出る(あるいは、申し出た)場合(あるいは、申し出たとしても)、彼は彼の雪冤宣誓をもってその家臣の証言を破ることをえない。それどころか彼(＝新しい主君として指定された者)が、彼(＝自分)は出生(身分)およびヘルシルトについて彼(＝家臣)の前の主君の同身分者(*sines ersten herren genot*)である、という旨の彼の証言を提供する場合(あるいは、提供したとしても)、彼(＝新しい主君に指定された者)は彼の証言をもってかの者(＝その家臣)の証言を却けることをえない、けだし家臣は、主君が彼(＝家臣)および彼(＝家臣)の所領を彼(＝自分、主君)の証言をもって自分の(支配)下へ引き戻すことができるのに優つて(＝できるよりも優る権利をもって)、彼(＝家臣)自身および彼(＝家臣)の所領を彼(＝自分、家臣)の証言をもって主君から引き出す(あるいは、引き上げる)ことができるからである」。

この条項の趣旨が、同身分者に対する臣従礼(ないし、臣従関係)によつてシルトを下げた主君から上級主君のレーン法廷における家臣に対する(証明手続上の)対抗手段を奪い、それによつてそうした場合の家臣の所領に対する権利を強く保護しようとする点にあることは、改めて指摘するまでもあるまい。⁽³¹⁰⁾ ただし、ここでは、「出生(身分)およびヘルシルトについて主君の同身分者である」でいう表現に見られるように、ヘルシルトの出生身分への固定化の傾向が

(表現上、両者がほとんど一体化するほど) 鮮明に現れていることだけは注意しておきたい。⁽³¹⁾

(3) 以上のほかに、レーン法二五・三および五四・一でも、上級主君に対する授封更新請求に関連して(対応するAV一・六一およびAV一・一二四と一二六に)「補足」ないし「改訂」^(31・a)が加えられているが、それらについては以下において節を改めそれぞれ別な関連において述べることにする。

(六) 以下、「レーン法」で(新たに) *herschil* ないし *scil* の語が用いられることになった「補足」ないし「改訂」のうち、「国制」にかかわるものをまとめて検討する。

(一) まず、「アイゲン・レーン」に関する「補足」について。

(a) レーン法五四・一は、第三章・C、(四)・(2)・⑥および①で前述したように、(対応するAV一・一二四と一・一二六を一つの条項にまとめて)主君が(同じシルトをもつ者に対する)臣従礼(ないし、臣従関係)によってそのシルトを引き下げた場合、彼は家臣に(又)授封していた所領^{レイン}をすべて失いその所領は上級主君の手許に戻るようになるので、家臣は上級主君にその授封更新(ないし、新しい主君の指定)を求むべきことを説いたものであるが、そこでは、「それが主君のアイゲンである場合を除き」という一句が補足され、(上級主君の存在しない)「アイゲン・レーン」は(当然)その例外になることに明示的に言及されることになった。

もちろんこの条項だけでは、この場合「アイゲン・レーン」を授封されていた所領(あるいは、それについての家臣の「権利」)はどうなるのか、(まして、この「アイゲン・レーン」に関する補足はそもそも「国制」を関係しているのか、という疑問が残るであろう。

(b) しかし、第三章・C、(四)・(2)・②で扱ったレーン法七六・三は、(*herschil* の語は姿を見せないものの、主君が

家臣に対して一方的に主従関係を解約した場合について、彼は家臣に(又)授封していた所領^{レイン}をすべて失ったことになり、家臣はその授封更新を上級主君に求むべきである、ということを書いており、同じように、(対応するAV三・一五に)「それが主君のアイゲンである場合を除き」という「補足」を加えているが、そこではこの「主君のアイゲン」である所領(「アイゲン・レーン」)(および「ある教会に属する」所領)については、「その所領^{レイン}を家臣は彼の存命中(主君に対する)勤務なしに保持すべきであり、またそれを彼の子に相続させ、またそれについてレーン法を行う(「自分の家臣に又授封することもある」、としている)。

この条項から、(a)で前述したレーン法五四・一の場合にも、(例外とされている)「アイゲン・レーン」(および、それについての家臣の「権利」)が同じように扱うべきものと考えられていたことを推定できるであろう。⁽³¹²⁾

(c) 同じく第三章・Cで明らかにし(特にその(二)・(五)でまとめ)ておいたように、(これら二つの条項を含めて)、「レーン法」における「アイゲン・レーン」に関する「補足」には、総じて、それが主君の「アイゲン」としてもつ特性を維持しながら、できるだけそれを(ほんらい「ライヒの所領」である)recht len^{並み}に扱おうとする傾向が認められるが、こうした傾向が「国制」(「具体的にはアイゲンの国制的位置づけ」と深くかかわっていることは、本稿でもすでに(第三章・C、(二)・(4)でその後段について、また、第三章・D、(四)・(一)・(3)でその前段について)訳出・検討しておいたレーン法六九・八によって明らかになる。⁽³¹³⁾

この条項は、直接には「アイゲン・レーン」についての判決が非難された場合のことを扱っており、(「ライヒの所領」であるレーンないし recht len についての判決非難は順次上級主君のレーン法廷に持ち出されるのに対して、「アイゲン・レーン」については上級主君が存在せず、国王もその所領については最高主君ではないにもかかわらず)、それは「最後ライヒの前(「国王の主宰する(ラント法上の)裁判所」)に持ち出されるべきである」、としたものであるが、重要なのはその理由づけで

ある。すなわちこの条項は、まず「ラント法」¹¹「アイゲンおよびすべての者の首（¹²生命刑）に関する裁判権」、「レーン法」¹³「レーンに関する裁判権」という「定義」を前提した上で、国王がレーン法上最高の裁判官（¹⁴裁判権者）であるのみならず、ラント法上最高の裁判官（¹⁵裁判権者）に選ばれている（したがって、国王はアイゲンについても（ラント法上）最高の裁判官である）ことを挙げ、さらに（それ自体レーン法上の法制である）ヘールシルト（¹⁶制）が、同時に（アイゲンおよび参審自由人の生命刑に関する）ラント法上の裁判権が（¹⁷裁判権レーン）として（¹⁸）国王から順次封与される階梯にもなっていることを指摘して、「アイゲン・レーン」に関する判決非難も最後（ラント法上の）国王裁判所において決着をつけられるべきことを説いている。

「ラント法」における法のあり方（¹⁹規範構造）は、事実このレーン法六九・八における「定義」に照応している。そこで「アイゲン」の（主要な）持主として現れるのは（そこではじめて「第五シルト」をもつことが明記された）「参審自由人」である。参審自由人はグラーフ裁判所への参廷義務を負い、そこで参審員となるのも彼等であり、「アイゲン」は彼等がこうした「公的」義務を果たすための「物質的基礎」とされる。ラント法上の（流血）裁判権が扱う事案のうち、「アイゲンの訴求」（²⁰その帰属）および（死刑に及びうる）「参審自由人の犯罪」は特別な地位を占め、裁判官がさらに国王から直接に「国王罰令権」を授与されなければそれを裁くことをえず、裁判官はそれ（²¹国王罰令権の授与）によつてはじめて（これら二つの事案を含む）「すべての訴え」を裁くことができるようになる。こうして、ザクセンシュピーゲルの「ラント法」に見られる「国制」（ないし「国家」）は、国王から「裁判権レーン」として（ヘールシルト（²²制）の階梯を下へ辿つて）順次封与されるラント法上の（流血）裁判権の系列を軸として構成されることになる。

レーン法六九・八がこうした「ラント法」³¹⁴に見られる「国制」像を前提にして「レーン法」で新たに「補足」されたきわめて重要な条項であることは明らかであろう。因みに、われわれはそこに、国制要因としてのレーン法の限界、および、

ラント法のレーン法に対する(決定的な)優位を読み取ることもできたのである。⁽³¹⁵⁾

(2) 次に、「国王」ないし「ライヒ」に関する「改訂」・「補足」について。

(a) レーン法二五・三(後段)。すでに第一章・(二)・⑩および前註(27)で述べておいたように、これは、(対応するAV一・六一では単に「(家臣には) (所領が最上級の主君から順次下りてきた) *chypaus* の数と同じだけ多くの(上級主君に授封更新を求めるべき) 期限があり、その期限はそれぞれ一年と六週ということになる」とあったのを)、「(家臣にはその所領が) 国王から下へ(下りてきた) シルトの数と同じだけ多くの、上級主君に彼の所領の授封更新を求めるべき年期があり、(それは) それぞれ六週と一年以内に(ということになる)」と(傍点の箇所が)「改訂」・「補足」されている。

このうち、「上級主君に授封更新を求めるべき」の一句は、(それがなくても文脈からそれ以外の理解はありえず)、単なる技術的な「補足」にすぎない、と言ってよいであろう。また、「国王から下へ」という「補足」も、*chypaus* の語が他の条項では *regals* という形容詞とともに用いられて(おり、AVでも「ヘールシルト(制)」が国王を頂点とする身分秩序であることが意識されて) いることを考えると、実質的には取り立てて問題にするほどの「補足」ではない、と言ってよいかも知れない。ただ、それによって、レーン(あるいは、*rechtlehen*) はほんらい「ライヒの所領」であり国王から(時に複数の) 上級主君・主君を経て家臣に授封されるべきである、という考え方が、少なくともより鮮明に示されていることだけは確かであろう。

(b) しかし、(*herschilt* の語は現れないが)「アイゲン・レーン」にかかわるレーン法七一・六でも、(対応するAV二・六九では「*proprietas beneficium* (＝アイゲン・レーン、ないし、アイゲンの授封) は第六の手まで下りていく」とあった箇所に)、「(アイゲン・レーンの) 授封は、ライヒの所領である他のレーンと同じく、第七の手まで及ぶ」という「改訂」・「補足」が施されている。⁽³¹⁶⁾ このうち、「ライヒの所領である他のレーンと同じく」の一句は、(この条項の主題が「アイゲン・レーン」⁽³¹⁷⁾

であることを考えれば、「アイゲン・レーン」を（できるだけ）「ライヒの所領」並みに扱おうとする傾向を（文言の上でも）明示したものと解さなければならぬ。⁽³¹⁸⁾

（c）もつと重要なのは、しかし、レーン法三三・一（＝AV一・五〇）に対する「補足」である。すなわちこの条項は、第三章・D、（四）・（一）・^aで述べたように、（対応するAV一・五〇では、単に「主君は、regalis clypeusを欠く者のそれを除いて、いかなる者の（捧げる）臣従礼の授封をも拒むことができない」、とされていたのに対して、主君が家臣（になろうとする者）の臣従礼を拒むことのできるケースを、さらに「ライヒ、のアハト、の中にある（＝国王によって追放されている者）」と「同じ（＝当該）gerichte（＝裁判管区）の中で地方的（＝当該裁判管区限りの）追放に処せられている者」、および、「彼（＝家臣）と同じ（＝当該）主君が、強奪（＝強奪）のかどでまたは他の ungerichte（＝犯罪）のかどで、vor des landes richere（＝ラント（法上）の裁判官の前＝ラント法上の裁判所で）訴えて、判決をもつて彼（＝家臣）（に裁判期日が定められて、そこへ彼）が召喚されている場合（は、その審理がすむまでの期間）」、にまで拡げている。⁽³¹⁹⁾

主君が家臣の捧げる臣従礼を拒みうる事由としてここに「補足」されたものがすべて「犯罪」にかかわり、したがってラント法廷の権限に属する事由であることが注目される。念のために一言すると、「地方的追放」および「ライヒ（ないし、国王）のアハト」は、（基本的には）現行犯が逃亡し、あるいは、犯罪のかどで召喚された者が出頭しない場合に、彼等を法廷に出頭させ（て法＝裁判に服させ）るための強制手段であり、犯罪を裁くための（ラント法上の）（裁判）手続の一環をなすものである。⁽³²⁰⁾

（d）先ほど（一）・（c）で論じたように、「ハールシルト制」を「裁判権が国王から下りてくる階梯と見るレーン法六九・八にも、「国王」および「ライヒ」の語が姿を見せる。さらに、「裁判権レーン」は（シュルトハイス職を除き）「第四の手」へ渡ってはならないとするレーン法七一・二は、（対応するAV二・六七に）（a）で前述したレーン法二五・三（後段）

と同じように、「(誰か)国王から下へ(下ってきた) *gerichte* をレーンとして受領する(あるいは、した)者(がある場合)」と「補足」している。⁽³²¹⁾これらの条項を併せ考えると、以上に述べた「国王」および「ライヒ」に関する「補足」は、(a)で扱ったレーン法二五・三におけるそれをも含め、総じて「ラント法」における(ラント法上の)「裁判権」および(その系列を基軸とする)「国制」の記述・省察によって必要と意識されるにいたったものと考えなくてはならないであろう。⁽³²²⁾

(3) 次に「諸侯」および「旗レーン」に関する「補足」について。

(a) まずレーン法七一・二〇。この条項の前段は、第三章・B、(三)・(2)・◎で立ち入って検討しておいたように、(直前に位置するレーン法七一・一九で、対応するAVの *vulgar beneficium* に代えて *rech leu* の概念を用いた結果)、「アウクトル・ヴェートウス」の対応条項(ⅡAV三・四)に、(そこから、不要になった「家臣が臣従礼」によって *warandia* の中にもっている(Ⅱ占有・支配している)「の一文を削除し、他の家臣に関して(判決を発見し証言をする)資格のある者」という具体的でない言い回しを「ヘルシルト」について完全な者」という簡潔で明確な表現に改めるなど)、かなり大幅な「改訂」を加えたものであるが、その末尾には、「ただし諸侯の(もつ)旗レーンに関する場合は除く」、さらにひきつづき後段で、「しかし、諸侯はライヒ(内)のあらゆる家臣に関して判決を発見しまた証人になることができる」という一文が「補足」されている。⁽³²³⁾

(b) この「補足」は、レーン法七一・二二、七一・二三、七一・二三、七二・一(の一部)へとつづく一連の「補足」の口火を切るものになっていて、これら「レーン法」で(新たに)補足された条項の中に、「諸侯」に関する「定義」的条項とも言うべきレーン法七一・二二(Ⅱ「諸侯がライヒの諸侯と称ばれるのは、彼がそれにもとづいて諸侯になろうとする旗レーン、を、なんびとも彼以前に(レーンとして)受領することがあってはならないからである。それ(Ⅱ旗レーン)を彼以前に別な者が受領しその者がそれを彼に封与する場合には、彼は(Ⅱ旗レーンの)授封(ないし、受封)において第一の者(*de vorderste* Ⅱ

de vorste の語原)ではない(あるいは、なくなる)。それゆえ彼はこうしたレーンをもとに諸侯になることをえないのである。(したがって)また、旗、レーン、をもち(あるいは、受領し)(それによって)諸侯になる(あるいは、諸侯である)者は、国王のほかはいかなる俗人をも主君に戴いてはならない(324)も含まれている。

(c) (Herscill の語が現れる)レーン法七一・一二は、これにひきつづき、「旗、レーンのほかは、諸侯の(もつ)いずれのレーンに關しても、(それを)その(直接の)主君から授封されているいずれの家臣も、彼がヘール・シルトについて完全であるならば、証人になりまた判決を発見することができる」と言う。これが前述したレーン法七一・二〇および七一・二一を承けた「技術的」補足、あるいは、「注意規定」であることについては縷説を要しないであらう。

(d) さらに、(一つ置いて)⁽³²⁵⁾レーン法七一・一は、(基本的には)「アウクトル・ヴェートウス」(三・五)を承けた後段の前に、次のような「補足」を施している。「国王はある諸侯を(問責すべく)、レーン法廷に、六週前に彼の書簡と彼の印璽をもって特定の場所(ないし、村や町)へと、召喚することができ(る)。(その際)彼は彼の裁判集会が開かれる場所を(具体的に)挙示することを要しない、けだしどこであれ国王が公然と(閉じられていない場所)で裁判集会を開くところ、そこに Hof (宮廷、この場合は法廷)があるからである。禁制日(＝平和日)内に(あるいは、内でも)、また、教会を除くすべての場所において、国王は彼のレーン法廷を開催することができ(る)」。ここで「禁制日」に言及されていること、および、ラント法三・六四・一と比較することによって、この「補足」は間違いなく「ラント法」が書かれた後にそれに触発されて行われたものと推定することができよう。

(e) 最後に、(Herscill の語は用いられていないが)、「裁判権レーン」の分割・又授封の原則的禁止を説いたレーン法七一・三は、第三章・D、(三)・◎ および前註(212)で前述したように、その「例外」について、対応する「アウクトル・ヴェートウス」(二・六八)に次のような(＝傍点を付した箇所)「補足」を行っている。「ただし、それが、辺境領(＝マルク)お

よび、その他の旗レーンに、グラ、フ、シャ、フトが、そうして、(＝属して) いるように、彼の (＝彼に授封された) *gerichte* (＝裁判管区) に属している *sunderlik gerichte* (＝特別な、つまりラント法上のそれとして特定された裁判管区) である場合は別であり、それを彼は封与 (＝又授封) することができ、また、それどころか、それを適法には、一年をこえて、自由な (＝授封しない) 状態で保持することをえない。同じように、国王はいかなる旗レーンをも (そうする、つまり一年以上授封せずに保持することが) できない」。

この条項を参照することによって、以上に検討してきた「諸侯」・「旗レーン」に関する「補足」が、先ほど見た「国王」・「ライヒ」に関する「補足」と同じく、「裁判権レーン」の系列を基軸とする「国制」像を前提にした上で一貫して行われたものである、ということはさらに明確になるであろう。⁽³²⁹⁾

(七) レーン法七七 II 「(封与された) バウアーマイスター (＝村長) 職・レーンを (原語は *len to burnesterscap gelegen* は、「バウアーマイスター職にもとづき、(それをもつ者に対して) 封与されるレーン」なのか、それとも、「バウアーマイスター職として (その職そのものが) 封与されるレーン」なのか、その読み方については問題があるが、それについては後述する)、バウアーマイスターは、彼がヘルシルトを欠くにもかかわらず、彼の息に相続させ、また (主君に異動があつた際) 別な (＝新しい、あるいは、上級) 主君にそれについて授封更新を求める (ことができる)。彼はしかしそれを封与 (＝又授封) することとをえない。またこの (バウアーマイスター職・) レーンについて、人 (＝授封更新を求められた上級主君) は彼に別な (＝新しい) 主君を指定することができる。この *vogt* (＝授封更新の請求、特に新しい主君の指定) について (あるいは、に際して) 彼 (＝バウアーマイスター) は、それが女性であれ男性であれ、いかなる (新しい) 主君をも拒むことをえない。彼 (＝バウアーマイスター) はこのレーンにもとづきヘルシルトについて完全なある家臣に関して証人になり、また判決を発

見することをえない」について。

(1) まず、この「バウアーマイスター職・レーン」を授封されるバウアーマイスターが「ヘールシルトを欠く」ことは、この条項で明示的に述べられているだけでなく、レーン法二・一の規定⁽³³⁰⁾とも合致する。(したがって、この条項は本章・二三で扱った「ヘールシルトをもたない者のレーン法上の権利ないし地位」に関する「補足」でもある)。

(a) しかし、まず注目されるのは、「ヘールシルトを欠く者」が(それにもかかわらず)所領^レを授封された場合、一般には「相続」権や授封更新請求権は認められない(レーン法二・二)のにこの場合についてはそれが認められており、逆に、又授封権は一般には認められている(と推定される)⁽³³¹⁾のに対してこの「バウアーマイスター職・レーン」についてはそれが認められていない、ということである。つまり、バウアーマイスターがこのレーンについて「権利」はこの点、「ヘールシルトを欠くにもかかわらず授封された者」(一般)の場合とは正反対になって(おり、偶然にもせよ、「特別なレーン」の一つとしての「裁判権レーン」の場合と軌を一^(331・a)にして)いるのである。

(b) ただし、この「バウアーマイスター職・レーン」の授封更新の請求に際して、バウアーマイスターが(「それが男性であれ女性であれ」と明記されているから、たとえ新しい主君が「ヘールシルトを欠く者」であっても)「いかなる主君をも拒むことをえない」とされているのは、「レーン法」で新たに「補足」されたレーン法二・五の規定⁽³³³⁾に照応している。また、このレーンを授封されたバウアーマイスターが(主君のレーン法廷において)証人になり判決を発見することができないとされていることも、(基本的には)レーン法二・四の規定⁽³³⁴⁾と合致している。

(c) ホーマイヤーは、この条項の *len to burnestersap (gelegen)* について、「バウアーマイスター職に授封されるレーン」、つまり「バウアーマイスター職」そのものが授封の対象なのではなく、その職務を遂行するために授封されるレーン財、という解釈を採っている⁽³³⁵⁾。しかし、この解釈には重大な疑問が残る。すなわち、この解釈を前提にすれば、(主君に

異動があつた際の)授封更新請求権はともかく、あるパウアーマイスターが死亡した場合、(このレーンは当然新しいパウアーマイスターに授封されるはずであり、たとえ前任者の息が亡父の職を継ぐことになつても)、(法的には)その「相統」権が問題になる余地はない、と思われるからである。したがつて私は、今のところ(このホーマイヤー説にかかわらず)、このレーンは「パウアーマイスター職」そのものを対象にしたものと考えている。⁽³³⁶⁾

(2) こうした解釈を前提にして、「パウアーマイスター職」の国制上の地位について考えてみると、以下のような問題点が浮かび上がつてくる。⁽³³⁷⁾

(a) この条項によると、「パウアーマイスター職・レーン」には「相統」権も授封更新請求権もあるから、パウアーマイスター職は、パウアーマイスターが(封)相統人(Ⅱ息)をもつ限り、事実上特定の家系に「世襲」されることになる。しかし、「パウアーマイスター職」に言及した条項はこのレーン法七七のみであつて、「レーン法」の記述からは、そもそものいかなる(身分の)主君がいかなる目的でそれを授封するのか、ということさえ判らない。そこで、以下「ラント法」に拠りながら、その国制上の地位について問題になる点を二・三摘記しておくことにする。

(b) 「パウアーマイスター」は、もともと村民多数の意向に従つて「村の利益」のためにさまざまな取り決めを行い(ラント法二・五五)、その執行に当たつたと考えられる。しかし、村の中で日中に三シリングよりも少額の窃盗が起きた場合には、(窃盗犯は一般には斬首刑に処せられるが)、「パウアーマイスター」はその日のうちならばこれを裁き、皮髪刑(または三シリングの罰金)を科すことができる(同二・一三・一)。ただし、それが(おそらく叫喚告訴によつて)訴えられてから一夜を越えると、それはもはや彼の裁判権には属さない(同二・一三・二)。この場合、および、それ以外(Ⅱそれよりも重い犯罪)について、「パウアーマイスター」は、「ゴークラーフ」(あるいは、おそらく教会領にあつては「フォークト」——以下においては省略する)の裁判集会で弾訴しなければならない(同二・二・四)。

「ゴークラーフ」はラント（＝裁判管区）民によってあらかじめ任期を定めて選ばれることもあるが（同・五五・二）、窃盗または強盗の現行犯が生じ犯人が（その場で）逮捕された場合、「授封された裁判官」（おそらくグラーフ）が居合わせない時は、その犯人を裁くためにその都度「ゴークラーフ」を選ぶこともできる（同ラント法一・五五・二、一・五六）。この場合、「ゴークラーフ」は「少なくとも三つの村から選ばれる」から、ある「ゴークラーフシャフト」には「少なくとも三つの村」が下屬していたことが判る（同・五五・二）。

「バウアーマイスター」はさらに、（上級の裁判官＝おそらくグラーフの下で）現行犯（それも強奪を働いた上、城塞に逃げこんだ犯人、いわゆる「盗賊騎士」）の追跡に加わり（同・七一・五）、また、（アイケ以後の補遺にかかる条項であるが）、相続人による相続放棄の誓約について（上級の）裁判官（おそらくグラーフ）に代わって証人になる（同・六八・二）など、（ラント法上の）裁判権の行使にかかわる活動に従事したほか、おそらくその職責上、常時（ゴークラーフのそれはもちろん、もしかするとグラーフのそれをも含めて）（上級の）裁判集会に出席しなければならなかった、と推定される（同三・五六・三）⁽³³⁸⁾。

（c）以上のような「ラント法」の史料所見からすると、「バウアーマイスター（職）」は、ラント法上の裁判権の系列（に組み込まれ、その最末端・最底辺に位置しているものの、「バウアーマイスター」が流、血、裁判権をもっていないことは明らかであろう。また、ラント法上の裁判権の系列からは、「ゴークラーフ」と「グラーフ」が「バウアーマイスター職・レーン」を授封する可能性のある「（上級の）裁判官」として浮かび上がってくるが、「ゴークラーフ」の「出生身分」は（したがって、そのヘルシルト制上の地位も）判然としないし、⁽³⁴⁰⁾「ゴークラーフ」や「グラーフ」が「バウアーマイスター」の主君であることをうかがわせる記述も見当たらない。⁽³⁴¹⁾さらに、第三章・D、（三）・④で前述したように、「レーン法」（二一・二＝AVI・三四）では、「主君がある場所（＝村や町）に自由な状態で（＝授封することなく）もっているものをす

べて(一括して)封与する」ケースの中に、「村」が *gerichte* (＝裁判管区・裁判権)と肩を並べて登場してくる。しかし、この場合の「村」が「バウアーマイスター職・レーン」と関係する(あるいは、後者の形をとる)可能性(は否定できないものの、それ)についても定かなことは判らない。⁽³⁴²⁾しかし、この「バウアーマイスター職・レーン」を「裁判権レーン」(＝ラント法上の流血裁判権)を基軸とする「国制」像の中に位置づけることが難しいということ自体、この条項の「補足」が、「国制」に関する著者(アイケ)の「理想像」を反映したものではなく、逆に、(当時の)レーン法(ないし、レーン制)の現実に引かれたものであることを示唆している、と言えるのかも知れない。⁽³⁴³⁾

終章——結論

(一) われわれは、以上において、本稿の冒頭に引用したレーン法五四・二だけを除き、ヘルシルト(制)に関するザクセンシュピーゲルの諸条項の検討を、「アウクトル・ヴェートウス」との対応関係をも含めてすべてすませたことになる。そこでこの「終章」においては、まず、「序章」で提起した問題に立ち戻って、著者アイケはなぜ「ラント法」、特に「国制」とかわる諸条項と同時にその建前と矛盾するかに見えるこの条項を「補足」したのか(あるいは、「補足」する必要があったのか)という問題に関して、以上の検討によって明らかにしたことをもとめておく。

(1) レーン法五四・二は(AVには対応条項がなく)レーン法五四・一の直後に「レーン法」で新たに「補足」された条項であり、真先に考えなければならぬのは、言うまでもなく、直前に位置するレーン法五四・一との関係である。

レーン法五四・一は、第三章・C、(四)・(2)・(b)および①で述べておいたように、(必ずしも論旨の一貫していな

かった「アウクトル・ヴェートウス」の二つの条項（ⅡA V・一二四と一・一二六）を一つにまとめ、主君が（同じシルトをもつ者への）臣従礼（ないし、臣従関係）によってそのシルトを下げた場合、主君は家臣に授封していたレーンをすべて失い、家臣の所領は直ちに上級主君の手許に戻る、ということが明確になるよう「改訂」ないし「是正」を施した条項である。レーン法五四・二は、こうした原則に対する「例外」を設けたものであり、レーン法五四・一の論旨が（主君にとって）きびしく、「改訂」・「是正」されたことがそれを「補足」する（必要を感じさせた）一つの契機になったことは十分に考えられる。⁽³⁴⁾

（2）注意しなければならないのはしかし、レーン法五四・二で述べられていることがすべてラント法の「建前」に反しているのではない、ということである。すなわち、その末尾には「その臣従関係が（二代のうちに終り、その主君の封相続人に）相続されない限り」という留保が付されているが、これは「息（Ⅱ封相続人）は（単に「レーン能力」という意味でのヘールシルトだけではなく）父のシルト（Ⅱ父がもっていた特定のヘールシルト）を承継する」という原則を前提したものであって、この原則は、第四章・（二）・（一）で述べたように、「レーン法」で「補足」されたレーン法二一・一によって明らかにされたものであり、同じく第四章・（二）・（3）でも述べておいたように、「ヘールシルトの出生身分への固定化の傾向」を示すものである。⁽³⁵⁾

（3）さらに、（同じシルトをもつ者への）臣従礼（ないし、臣従関係）によってシルトを引き下げた者への「二代限りの」例外的な配慮は、「レーン法」、特にその新たに「補足」された条項においては決して突出したものではない。第四章・（三）と（四）で扱った「（ほんらい）レーン法（上の能力）を欠く者」、特に「女性」に対する授封に関する諸条項はもちろん、すでに第二章・（四）と（五）で述べておいたように、ヘールシルトを欠く「聖職者」や「女性」から授封された家臣はそのシルトが下がったり失ったりすることはない、という事実の中にも、同じ配慮ないし同じ傾向が認められるので

ある。したがって、レーン法五四・二の「例外」は、こうした(ヘールシルトを欠く主君に一代限り仕えても家臣のシルトは変わらない、という)事実との均衡にも配慮した可能性がある、ということも念頭に置く必要があるだろう。

(4) しかし、レーン法五四・二の「例外」は、一代に限ってシルトを下げた主君すべてではなく、「故殺」によって(それを償うために)同身分者の家臣になった者にだけ適用される。それはなぜであろうか。

「序章」(二)で述べたように、「ラント法」の「刑事法」的諸規定¹¹「平和の法」によれば、「故殺」の罪を犯した者も、有罪を立証されれば斬首刑に処せられる。同書の裁判はしかし、まだ「原告なければ裁判(官)なし」という原則に立っていた。レーン法五四・二は、「同身分者」の親族を(あらかじめ殺意なしに)誤って、あるいは、結果として殺してしまい、「同身分者」が(ラント)法廷でそれを訴えることなく「示談」にしたケースである。もちろん「ラント法」には、窃盗や強盗を働いて「示談」にした者も、*rechlos*と宣告されアイゲンとレーンが剥奪される、という「原則」が掲げられている。しかし、「窃盗や強盗」の語は、しばしば「犯罪」(一般)を代表して用いられるが、文言上は他人の財物を奪う行為に限られ、「故殺」はそれに含まれていない。それに、「ラント法」の「刑事法」的諸規定は、(当時のある「ラント平和令」から採られた)「理想像」的性格の強いものであり、「平和の法」という称び方が示すように、総じてそれによって「平和」の維持・確立を図ろうとするものである。(あらかじめ明確な殺意なしに、また、財物の強奪を伴うことなしに、したがってまた、被害者の親族から事実上謝罪を受け容れられフューデに及ばないことがはつきりしている)「故殺」については当時者の和解に任せ、当時にあつてはおそらくまだほとんど実効性のなかった「原則」に固執してわざわざ事を荒立てるには及ぶまい。——レーン法五四・二の「補足」に当たっては、そうした意味での(消極的にはあるが)一種の「平和」への配慮が働いていたのではあるまいか。

(5) こうした推定を間接的に、あるいは、側面から支えてくれるのは、直前のレーン五四・一に施されたもう一つ

の——「それ（Ⅱ主君が家臣に授封した所領^レ）が主君のアイゲンである場合を除き」という——「補足」である。レーン法五四・一そのものは、この場合「アイゲン・レーン」（および、それを授封されていた家臣の「権利」）がどうなるかについて何も述べていないが、第四章・（六）・（一）でも改めて述べておいたように、これと同じ「補足」を施したレーン法七六・三を参照することによって、（主君が一方的に主従関係を解約した場合と同じく、「主君のアイゲンである所領^レ」（「アイゲン・レーン」）を授封されていた家臣は、彼の存命中、その所領を（主君に対する）勤務なしに「保持できるだけでなく、それを（彼の息に）「相続」させまた（彼自身の家臣に）又授封することもできた、と推定される。

すでに、第三章・C、（四）・（二）・③で指摘しておいたように、レーン法七六・三のこうした（主君にとって）きびしい規定には、主従関係の解約が事実上「フエーデ宣告」の意味をもちうることを考えると、それをできるだけ回避しようという「平和」への関心を読み取ることができる。したがって、著者（アイケ）がレーン法五四・一に同じ「補足」を施す際にこのレーン法六七・三の規定が念頭にあったとすれば、レーン法五四・一が（レーン法七六・三を介して）間接的に「平和」への関心にかかわるというだけでなく、（「故殺」の当事者ないし親族が相互のフエーデを認められない主従関係を結び易くしようする）⁽³⁴⁷⁾レーン法五四・二にもむしろ（なにがしか）「平和」への関心が働いていた、と見てよいのではあるまいか。

（6）「レーン法」における「アイゲン・レーン」に関する「補足」には、第三章・C、（五）で概括的に述べておいたように、総じて、主君の「アイゲン」としての特性を維持しながらも、できるだけそれを（国王から出発し「ライヒの所領」をレーン財とする）*rechtlein* 並みに扱おうとする傾向が認められる。この傾向はさらに、特に第三章・D、（四）・（二）で扱ったレーン法六九・八（前段）に明確に示されているように、「裁判権レーン」のあり方——具体的には、ヘルシルト（制）は同時にその内実である（ラント法上の）「（流血）裁判権」が国王から諸侯へ、諸侯からグラーフへと、（原則とし

て「第三の手」まで下りていく階梯にもなっていること——と深くかかわっている。ここでは、「(レーン法上の)同身分者の家臣になるとシルトが(一つ)下がる」という原則が(ラント法上の)(流血)裁判権の系列とどう関係するかを、さらに二つの具体的なケースに即して考えてみたい。

(a)「序章」、および、第二章・(二)・④で述べたように、ラント法三・六五・二は、ある家臣が(同じシルトをもつ者への)臣従礼(ないし、臣従関係)によってそのシルトを引き下げても、「彼は(それによって)彼の出生(身分)をもまた彼のラント法(上の能力)をも損なったことにならない」と規定している、こうした準則が存在しない(つまり、この家臣がシルトだけでなく、出生身分やラント法(上の能力)をも引き下げたことになる)とすれば、「裁判権レーン」についてどのような問題が生じることになるであろうか。たとえばこの家臣が「参審自由人」であるとする。「ラント法」(三・五四・一)には「*En an gerichte* (裁判権レーン)は、彼が参審自由人でない限り、なんびとも受領することをえない」という規定があり、「シュルトハイス」は参審自由人の中から選ばれると推定⁽³⁴⁸⁾されるから、もしその参審自由人が「シュルトハイス」であり(例外的に「第四の手」として)「裁判権レーン」を受領していれば、彼のヘールシルト上の地位の変動は、直ちにラント法上の(流血)裁判権の系列に影響を及ぼすことになる。また、参審自由人は一般にグラーフの裁判集会への参廷義務をもつから、グラーフの裁判権はその(共同の)担い手の一人を失い、少なくともその限りで打撃を受けることになる。したがってこの条項が、レーン法(具体的には、ヘールシルト制)上の身分の変動によってラント法上の(流血)裁判権の機能が損なわれることのないように歯止めをかける役割りを果たすことは明らかであろう。

(b)しかし、(レーン法上の)同身分者への臣従礼(ないし、臣従関係)によってシルトが(一つ)下がるという原則によってラント法上の(流血)裁判権の機能が損なわれないようにするための歯止めは、果たしてそれだけで十分であろうか。こんどは、レーン法五四・二の準則が存在しない場合に生じる問題を、具体的に家臣が(第四シルトをもつ)「フライエ・

ヘレン」の（出生）身分に属する「グラーフ」であつて、同じ「フライエ・ヘレン」の身分に属する者の家臣に臣従した場合を例にとつて考えてみよう。この場合、（ラント法三・六五・二の準則によつて）「グラーフ」の出生身分が損なわれることはないから、彼が「グラーフ」として裁判権レーン＝ラント法上の（流血）裁判権をひきつづき保持することは「法的には」可能かも知れない。しかし、もしレーン法五四・二の準則がなければ、彼がその家臣に授封していたレーンはすべて——したがつて、「参審自由人」身分の家臣に与えていた「シュルトハイス職」も——失われたことになるから、（「シュルトハイス」を欠く）彼はもはやその裁判集会を開催することさえできないであらう（し、たとえ彼が短期間のうちに償いをすませて元のシルトに戻つても、おそらく「グラーフ職」はすでに別な者によつて占められていて、「裁判権レーン」の系列の中にはもはや彼の復帰すべき場所はない、ということにならざるをえないであらう）。

以上二つの具体例を考えてみれば、ラント法上の（流血）裁判権がおよそ「裁判権レーン」（の系列）として存在する限り、その担い手のレーン法上の身分の変動によつてその機能に支障を生じないようにするには、（ラント法三・六五・二のような）ラント法上の歯止めだけでは足りないのである。したがつて、アイケは「ラント法」を執筆し（特に「出生身分」・「アイゲン」・（流血）裁判権などの問題について省察し）た結果、そのことに気がついてレーン法五四・二を「補足」したのではないか、という「前稿」⁽³⁴⁹⁾（のある註の中）ですでに述べておいた私見（序章・（五）を参照）は（基本的には）間違つていなかった、と言つてもよいであらう。

（二）しかし、本稿における検討の成果としてもつと重要なのは、サクセンシュピーゲル（テキスト）成立史については（本稿「序章」においてもとりあえず「作業仮説」として紹介しておいた）異説の方が正しい、ということ（を、（ほぼ）決定的な形で論証できたことであらう。少なくとも私も自身は、本稿における検討によつて、①「アウクトル・ヴェートウス」

は(アイケ自身の手に成る)「ザクセンシュピーゲル・レーン法」のラテン語版原本であること、②同書はもと「レーン法」→「ラント法」の順に書かれ、③「ラント法」執筆の後に「レーン法」に補筆(Ⅱ「改訂」・「補足」)が加えられたこと、以上の三点はもはや動くことはありえない、という確信に到達することができた。念のために以下その主要な論拠を摘記して本稿全体の結びにしたい。⁽³⁵²⁾

(1)「レーン法」で *herschil* の語が用いられている条項は、A V で *clypens* の語が用いられている条項よりもはるかに多い。⁽³⁵³⁾

(2)その理由の一つとして、A V の対応条項で(まだ) *clypens* の語が用いられていない(あるいは、いなかった)のに、「レーン法」では *herschil* の語が用いられている条項が幾つかあり、「ハールシルト」概念の統一・確立が認められる。

(3)A V に対応条項のある「レーン法」の条項の中には(単なる言葉の置き換えには止まらず)実質的な「改訂」・「補足」を施したと考えられるものも二・三あり、それはいずれも(A V では論旨が不明確でありあるいは一貫していなかった点を)「是正」して、特に「法的論理」として一貫したものにしたものである。(特に、A V では二つの条項に分かれていて必ずしも相互に一貫していなかったものを一つの条項にまとめて首尾一貫させたケースが見られることは、「テキスト成立史」の問題にとつて決定的な意味をもつであろう)。

(4)「レーン法」の関係条項がふえたもう一つの理由は、A V に対応条項のない関係条項が(新たに)「補足」されたことであるが、これらの(新たに)「補足」された条項をも含めると次のような事実が認められる。

(a) *herschil* の語が用いられている条項に姿を見せる *rechlen*、*egen*、*gerichte* の語ないし概念についても、右の(1)と(2)で述べたのとまったく同じことが言える。

(b)これらの(新たに)「補足」された条項で論じられている問題は幾つかの主題に集中し、しかもそれらの主題は

(同一条項の中に) 相互に交差^{クロス}して現れる。そこから、これらの条項の「補足」が(ある統一的な観点から)意識的・自覺的になされていることが判る。

(c) そうした「改訂」・「補足」の中で、特に「出生(身分)」や「アイゲン」、それに *gerichte* (＝「ラント法上の」)(流血裁判権)など、「ラント法」の中心的主題に属するものが大きな比重を占め、それらの「補足」が「ラント法」における記述・省察によつて触発され(「ラント法」の後に書かれた)ことが判る。(特に、*gerichte* *richter* *richten* の語をラント法上の「裁判」と関連する場合に限つて用いる用語法、および、*ungerichte* の概念が、これら「ラント法」において「改訂」・「補足」された箇所ないし条項に(はじめて)姿を見せることは決定的な意味をもつであらう)。

(5) 「アウクトル・ヴェートウス」および「レーン法」の関連条項に見られる(使用頻度の高い)キー・ワードのうち、本稿で(ほとんど)まったく検討できなかったものは、*possessio* と *warandia* および(それらに対応する) *were* ないし *gewere* だけである、と言つてもよく、本稿における検討の結果が(それらの語の検討によつても)もはや動くことがない、ということ(はあらかじめ)確信をもつて断言することができ⁽³⁵⁾る。

註

(244) 第一章・(三)・(9)・(b)を参照。念のために「レーン法」の条項に則して再掲すると以下の通りである。レーン法一、二・二、二・四(二回)、二・六(三回)、二・三・一、四七・二、六九・一(二回)、七一・二〇。

(245) 第一章・(三)・(9)・(a)を参照。レーン法一、二五・三、五四・一。ただし、レーン法七八・一の *scilt* (および *sciltten*) の語は省略してある(前註(15)を参照されたい)。

(246) レーン法一・五(三回)、二・七、五四・二、五六・一(二回)、五六・五、六九・八、七一・二二、七五・一(二回)、七五・

三、八〇・二(二回)、八〇・三、七七(二回)。

(247) レーン法二・一、二二・二(二回)。

(248) したがって、「レーン法」全体では、*herrsait*の語は二〇条項中の三〇箇所、また、*gait*の語は五条項中の六箇所(ただし、前註(245)の末尾を参照)用いられている。

(249) レーン法二・六(前註(24)を参照)、二三・一(前註(25)を参照)、四七・二(前註(28)を参照)、五四・一(前註(29)、および、第三章・C、(四)・(2)・(b)および①を参照)、七一・二〇(前註(32)、および、第三章・B、(三)・(2)・⑥を参照)。なお、本文に「(少なくとも)」の一語を加えたのは、レーン法二・四では(実質的にはAV一・六の「*typus regis*を欠く者」に対応して)「*herrsait*に生まれ(つ)いていない者」という表現が用いられているが(前註(22)を参照)、この表現は、やがて後述するように、単なる「言葉の置き換え」とは言えないものを含んでいるからである。

(250) レーン法二五・三(前註(27)を参照)。

(251) AV一・四(IIレーン法二・一)。前出、第一章・(二)・③を参照。

(252) AV一・三(IIレーン法二・一)。前出、第一章・(二)・②および前註(19)を参照。

(253) 前出、第一章・(三)・(8)、および、第二章・(三)・(1)を参照されたい。なお、本文中に「家臣が(祖父や)父と同じシルトを承継する」として、「祖父」を()でくるんだのは次の理由による。たとえば、祖父が(「フライエ・ヘレン」に属して)第四シルトをもっている、父が同じ第四シルトをもつ者の家臣になって第五シルトに下がる、ということがありうる。この場合、息は「祖父(の代)から(騎士の出自)をもっているから、息が「レーン法(上の能力)」をもつことには変わりがないが、息のシルトは(祖父とはなく、父とだけ)同じことになる。因みにこの問題は、本稿での問題の出発点となったレーン法五四・二において、「臣従関係が相続されない、限りは」という限定が付されていること)とも無関係ではありえないであろう。(254) この条項がまず述べているのは、字義通りには、「息が(亡)父に代わって(=亡父の主君の)家臣になることを望まない場合」のことである。したがって、論理的には、息が誰の家臣にもなろうとしない場合も当然それに含まれる。しかし、その場合には、息の(ヘル)シルトを変動させる要因はおよそ存在しないし、この条項(少なくともその後段)の論旨が、家臣のもつ(ヘル)シルトが上がるのは(国王から直接に)「旗レーン」を授封されて(「世俗諸侯」に昇格した場合に限られることを明らかにする、という点にあると解されるところから、本文に掲げた試訳に「(そして、亡父の主君よりもシルトの

高い主君の家臣、多くの場合亡父の上級主君の直臣になる」という補訳を加えておいた。なお、「旗レーン」(の内実が「ラント法上の」流血裁判権」であること、および、それが「(世俗)諸侯」であ(りう)るための決定的要因であること)については、前稿(二)・(五)・(一)(八〇・八・八〇九頁)を参照されたい。

(255) この条項における *eben* の語については、前註(85)で述べた *isterven* の語の用法をも参照されたい。すなわち、そこでも指摘しておいたように、先行するレーン法六・二は、「息をもたないずれの家臣も、主君がそれ(Ⅱその所領)について(別な家臣に)ゲディングを封与していた場合を除き、所領のゲヴェーレ(Ⅱ占有権)を主君に相続させる(*efft op den heren*)」と言っており、このレーン法二・三と文言上矛盾するように見えるが、AVのテストとの対応関係の有無、および、「ザクセンシュピーゲル」で新たに用いられた *isterven* の用語法を併せ考えると、レーン法六・二の *eren* の語は対応する AV 一・二五の *hereditat* を直訳したものであり、「レーン法」における「改訂」・「補足」の流れから言えば、当然 *isterven* の語に改められなければならないはずのものであったが、「レーン法」の巻頭近くに位置するため、まだ「改訂」の方針が確立されておらず「改訂洩れ」のまま残されることになったのであろう、と推定することができる。なお、*isterven* の語については、前註(98)・(100)をも参照されたい。

(256) 改めて指摘するまでもなく、(同等出生身分の)息が父の(ヘール)シルトと同じそれをもつということは、それが同じ「出生身分」の者へと「世襲」されることであり、レーン法二・三が父から息への所領の「相続」を——六・二(ⅡAV 一・二五)とは異なり——主君への「死因帰属」と明確に区別するにいたったのも、このこととの関連ではむしろ当然の帰結と考えられる。この点については、前註(255)をもう一度参照されたい。

(257) 前出、第一章・(二)の⑤と前註(22)、および、⑬と前註(28)を参照されたい。

(258) 言うまでもなく、ザクセンシュピーゲルにおける「法」の規範構造から言えば、各人は部族毎・身分毎に異なる「ラント法上の法」に「生まれる」(Ⅱ「各人生得の法」)のであって、各人のもつヘールシルトはそのレーン法上の地位を示すものにつき、現にそれは(例外的にはあれ)各人のレーン法上の地位の変更に伴って変りうるものである。それにもかかわらず、「レーン法」で新たに「(ある)ヘールシルトに生まれ(つい)ている(ないし、いない)」という表現が用いられていることに注意されたい。

(259) 前出、(二)・(3)を参照。

(260) 第一章・(二)・③・④・⑤および前註(20)～(23)を参照されたい。

(261) 前註(20)を参照。ここでは、さしあたり(AV一・五の *beneficium* is という表現に則して、「レーンとして占有・支配する権利」、特に小作人に小作地として貸し出す権利(だけ)を問題にし、「又授封権」についてはさらに後述する。

(262) *§ 98* の語については、前註(98)を参照されたい。

(263) 前出、(二)・(3)を参照。

(264) 第一章・(二)・⑦を参照。なお、レーン法二三・一(ⅡAV一・五〇)は、そこでも述べておいたように、それが置かれて
いる文脈からは(主に)レーンの「相統」にかかわることは確かであるが、二・五のような「特則」が「補足」されていること
によって、逆に、「授封更新請求」についても妥当することを推定できる形になっている。

(265) この点については、第一章・(三)・(7)およびその(a)(本稿(二)、一三七二頁)を参照されたい。

(266) 同上で指摘しておいたように、もともとこうした(又)家臣の権利(ないし、地位)について規定していたのは、直後につづ
くレーン法二・六(ⅡAV一・七)だけであった。

(267) この点に関連して、第三章・A、(二)・(3)で述べたように、アイケ以後の補遺にかかるレーン法二・三では、「彼女の
存命中」ということを明示してレーンに設定された一期分について、それを占有(・支配)している女性(Ⅱ妻)の授封更新
請求権が認められていることをあらかじめ想起しておきたい。

(268) 前註(23)・(24)・(65)を参照されたい。

(269) 第一章・(二)・⑤を参照。

(270) 第二章・(二)・③、および、前註(67)を参照。

(271) 前註(24)・(65)を参照。

(272) 第一章・(三)・(7)を参照。

(273) 同上、(a)を参照。

(274) この点について、教会諸侯である「聖職者または女性」から授封された家臣については、「ライヒの所領」が授封される(建
前になつてゐる)のだから、当然、又授封権も「相統」権もあったと考えられるし、そのことはまた、「ヘルシルトをもたな
い主君」から授封された「ヘルシルトについて完全な家臣」についても同じように推定することを支持する方向に働いて

あろう。なお、次註(275)をも参照されたい。

(275) 第三章・Bで検討しておいたように、*rech len* について家臣は、又授封権と授封更新請求権だけでなく、当然「相統」権をももっている。したがってこの箇所の *lien* の語は(単に(自分の家臣に)「又授封する」場合だけでなく、「家臣の封相統人に對して亡父のレーンを(改めて)封与する」場合をも含む可能性もないわけではない。同じことは、(3)で述べるレーン法(二・六への「改訂」と同時に「補足」されたと目される)二・七における *lien* の語についても言えるであらう。(因みに、レーン法二・六の最初の文章中、「……ある家臣が……授封される」と訳した箇所の原語は *belent wart* である)。

(275・a) この条項については、三・C、(四)・(5)でも分析しておいた。併せて参照されたい。

(276) この点については、前註(20)を参照されたい。

(277) 前出(1)・(c)で述べた疑問、および、それに関連して前註(267)で述べたことを参照されたい。なお、ここで述べている私見を前提にすれば、次のように推定することも強ち不可能ではあるまい、と思われる。すなわち、「レーン法」のラテン語版原本Ⅱ「アウクトル・ヴェートウス」が書かれた後にそれをドイツ語に移す際に、まずレーン法二・六に「改訂」・「補足」が施され、次いでそれを前提にして、(あるいは「ラント法」を独訳しそれに「改訂」・「補足」を加えた後で)、レーン法二・五と二・七(前半)を「補足」したのではないか、という推定がそれである。しかし、定かなことは判らない。

(278) この点については、第二章の(三)・(4)および(特に)(四)で詳細に検討しておいた。

(279) 「教会領」(Ⅱ教会に属している所領)については、レーン法七・七(第三章・C、(四)・(3)・◎)および七六・三(同上(四)・(2)・a、および、前註(130)の②・a)に記述がある。これら二つの箇所はいずれも「レーン法」で「補足」されたものであり、そこではいずれも *godeshus* が所領の持主ないし授封者として現れる(なお、ほかにレーン法二〇・五では *biſchof* *gû* の語が「司教領Ⅱ教会諸侯領」ないし「教会諸侯権」の意味で用いられているが、(「聖職者は母のゲラーデについて姉妹と均等の分を取得する」とする)ラント法一・五・三(第二章・(二)・②)の末尾で「まだ嫁資として」ゲラーデを与えられていない姉妹は、彼女のゲラーデを、*keken* または聖職禄(*provente*)をもつ(あるいは、受領している)(*leve*) 聖職者と分かつことはない」と述べ、それによつて「教会」(特にその収益)が聖職者にレーンとして封与される場合のあることが示唆されている(前註(58)を参照。(こうした解釈が当たっていると、この場合「教会」(の収益)を授封された聖職者がライヒに對していかなる義務を負うか(あるいは、負わないか)については(サクセンシュピーゲル全巻を通じて)まったく言及されていないが、「城塞

レーン」については、レーン法七一・一八(「城塞レーンをもとに彼(「城臣」)は主君に対し *hervat* を行う義務も *hervat* (を行う義務)をも負うことがなく、彼は城塞に住んで、それ(「城塞」)が(「防禦を」)必要とする場合、それ(「城塞」)を防禦しなくてはならず、また、彼の主君(「城主」)のために城塞法廷において判決を発見しなくてはならない」——第三章・B、(二)・(2)・(c)で訳出したAV三・二と比較されたい)は「判決発見人・証人としての地位・権利」に制約はあるにせよ主君に対し参廷義務を負っている(「ヘールシルトを欠く者」)は「判決発見人・証人としての地位・権利」に制約はあるにせよ主君に対し参廷義務を負っている、と考えられるから、レーン法二・七の「ライヒに対して勤務する義務」は「軍役義務」を指すと考えてまず間違いあるまい(なお、*des rikes demest* の用語法については、「前稿」(一)・一・(三)・(2)・(a)、および、二・(二)・(2)・(b)を参照されたい)。

(280) AV一・五と一・六(「レーン法二・二と二・四(第一章・(二)・④と⑤、および、前註(20)・(22)を参照されたい。なお、これに関連して、(AVに対応条項のない)レーン法三四(「授封された(寡婦を含む既婚の)妻女および(未婚の)娘は、*des rikes hervat* (「ライヒ(のため)の出陣・出征)の勤務をする義務を負わず(あるいは、負わないが)、彼女等は(その代わりに)定められた法(あるいは、法の定め)に従い *heresune* (「軍役(代納)金」を支払うべきである(あるいは、支払わなくてはならない)。彼女等はレーン法廷において(は) (*binen lemeche*) *vare* を免れるべきである」)について一言しておきたい。

④ この条項は、(「ヘールシルトを欠くにもかかわらず」「授封された女性」(一般)について、彼女等は「ライヒのための出陣(ないし出征)」に従事しない、としているが、この場合、彼女等が「軍役(代納)金」を支払うことから明らかなように、彼女等に授封された所領は *des rikes demest* の義務を伴うもの、つまり *des rikes gut* であることが前提になっている。これに対して、レーン法二・七で問題になっているのは、(もともと)そうした義務を伴わない所領を授封された場合のことであり(特に城塞レーンを授封された場合のことを考えてみればはつきりするように)、そうした所領を授封された「聖職者および女性」は「軍役(代納)金」を支払うことを要しなかった、と考えられる。

⑤ 別稿(石川「ラント法とレーン法」、註(51)を参照)でも述べておいたように、この条項の *vare* の語の読み方については問題があるが、Hi. S. 138, 171, 228 (および Ho. II. 2. S. 616f.)とともに、それを(特に訴訟上の)不利益や危険(「*Gefahr*」)と解すれば、この条項の末尾の一文から「授封された女性」も主君のレーン法廷には参画していたことが判るであろう。

⑥ ところが、その末尾の一文には、アイケ以後の手で、「彼女等はヘールシルトをもっていないから」という補足が施さ

れている。これは、*vaie* (= *varai*)、ライヒのために出陣・出征することという理解を前提するものであり、現にそうした理解を前提する異本もあるし (Ho. II 2, s. 209, 619 を参照)、今日でも (その補足を含めた) 末尾の一文 (全体) を、彼女等は、ヘールシルトをもたないから、レーン法においては、出陣 (ないし出征) の義務から解放されるべきである」という解釈を採る者もある (SCHOTT, s. 283)。しかし、この解釈は、「レーン法」における *binnen lenche* の用語法 (= この表現が他の箇所ではすべて「レーン法廷において」を意味していること——石川、同上、一六・一四頁を参照) と矛盾する (し、ザクセンシュビーゲルにおける *beraid* の (ないし、軍役) 義務はすべてレーン法上の義務であり、したがって、「レーン法において」の一句は意味をなさない)。さらに (a) で述べたこと (= レーン法二・七との比較) から明らかなように、「女性」 (= 殷) は「ヘールシルトをもたないから」「ライヒのための出陣 (ないし出征)」の義務を免れるのではなく、そのために「軍役 (代納) 金」を支払わなくてはならなかったこととはむしろ「軍役義務」の存在が前提された上でのことだ、と (も) 言えるであろう。その意味では、アイケ以後の補遺はもともとむしろ「彼女等はヘールシルトをもたないにもかかわらず」としなければならなかったのである。そこに *hesait* の語が現れるので、特に一言しておいた次第である。

(281) 本章・B、(二)・(2)・(c)、および、前註 (279) で訳出した AV 三・二、および、レーン法七一・一八を参照されたい。
(282) 「前稿」、一・(三)・(2)・(a) (「前稿」(二)、四三六頁)、および、二・(2)・(b) (同上、四四二―四四三頁) を参照。

(283) 同上でも指摘しておいたように、ザクセンシュビーゲル、特にその「レーン法」では、(軍事勤務という意味での) *des rikes denest* は、(直接には主君から家臣に対して命ぜられるにもかかわらず、すべて国王の命に発しライヒのためになされる、という原則 (ないし建前) が貫かれている。その中には、(教皇による) 皇帝聖別のためのローマ遠征のように、事実国王の命によって行われるものもあるが、それには *des rikes out* をレーンとして受領しているいずれの家臣もその主君とともに「参加すべきものとされており、(裏から言えば) 主君のアイゲンを授封されている家臣には、少なくとも文言上、これに参加する義務がないことになる (前註 (168) を参照)。この点については、レーン法二・七への補遺も、主君のアイゲンを授封されている家臣には (少なくとも) この意味での *des rikes denest* の義務がないことを裏づけてくれるであろう。

(284) 前註 (280) で詳論したレーン法三四を参照されたい。

(285) 前註 (283) を参照されたい。

(286) 念のために一言すると、以上の本文で扱った条項のうち、明示的に「女性に対する授封」に言及しているのは、(三)・(2)

で扱ったレーン法二・六と(三)・(3)で扱ったレーン法二・七であるが、そのほかに前註(280)で詳論した(そして、アイケ以後の補遺には *Herzill* の語が姿を見せる)レーン法三四をも加えようと、都合三条項ということになる。

(287) レーン法五六・一、五六・二、五六・四、五六・五、七五・一、七五・二(ドイツ語第二版)、七五・三。

(288) 第一章・(二)・④および前註(20)を参照されたい。

(289) 同上・⑤および前註(21)・(22)を参照されたい。

(290) 換言すれば、この家臣は「女性とともに」所領を受領しているのに、なぜゲヴェーレを(彼女とともに)受領することなくわざわざ「彼女から」(託されて)(あるいは、「彼女のために」)受領しなければならないのか、という問題である。

(291) 因みに、ラント法一・三二・一には、夫の妻に対する関係について *to rechter vormunschap* という表現が見られる。この点については、第二章・(四)・(3)・(b)、および、石川「ゲヴェーレ」、一三二―一三三頁を参照されたい。

(292) つまり、この場合、所領のゲヴェーレ(＝占有権)は(法的には)女性にだけ授封されるのである。その意味で、ヒルシュがこの箇所に *zu gesanter Hand* (＝総手的に) という註解を加えて、すぐに後述するレーン法五六・五だけでなく、レーン法三二・一(＝「人(＝主君)は多く(ないし、複数)の兄弟に一つの所領を封与することができる、彼等がそれを総手的に (*mit gesanter Hand*) (具体的には、彼等の手すべてを重ね合わせて主君の開かれた手の中に置くことによつて——*vgl. Hi. S. 136, Ann. 1*) 受領し、それ(＝その所領)について同じゲヴェーレ(＝占有権)をもつ場合には」)の参照をも求めていることは、いささかミスリーディングである。この「共同授封」は、兄弟が「同じゲヴェーレをもつ」という点で、レーン法五六・一と二(および五)の女性と後見人の「共同授封」とは明らかに異なっているからである。

(293) レーン法二六・一(＝「彼等(＝子たち)が成年——すなわち二一年(＝二二歳)——に達していない間、彼等は、彼等の主君の家臣たちの一人を後見人としてもつことができ、その者(＝後見人)が彼等をレーン法廷において代表(・擁護)する」)、および、二六・二(＝「主君はその子が彼から受領している所領について常に子の後見人である、彼(＝主君)が(子が未成熟・満一二歳以下の場合、その子あるいは彼の後見人に)アンゲフェレ(＝所領の収益)を封与することなく(自ら)もっている限り」)を参照。この点については、石川「ゲヴェーレ」、一六三頁をも参照されたい。

(294) ここで扱うレーン法五六・五の前に、(五六・一と二を承けた)次のようなレーン法五六・四がある。「女性が彼女の所領を(主君に)返還し(*op lat*)、あるいは、それ(＝所領)がレーン法(廷)の判決をもつて (*mit leneche*) 彼女から剥奪される(ない

し、された)場合、かの者、すなわちそれ(Ⅱ所領)を彼女とともに受領した者は、それについて(ゲヴェーレⅡ占有権を)もたない(この箇所、原文は *jene ne hevet dar nicht an de ir mit er untevek* であるが、異本の中は *nicht* と *an* の間に *recht* の語を補っているものがある——Ho. II. 2. S. 239, Anm. 14 を参照)。しかしながら、彼がそれ(Ⅱその所領)を(主君に)返還し(*re*)、あるいは、それがレーン法(廷の判決)をもって彼から剥奪される(ないし、された)場合、彼女はそれについて(の権利を)失うことはない、彼女はゲヴェーレの中にいる(*in den weren sit*——この表現については、石川「ゲヴェーレ」註 42)・(208 を参照されたい)(Ⅱ占有権をもっている)からである。また彼はそれについて女性の意見に反して封与することをえない、ただし、それが(再び)彼等(二人)に封与されて(彼等二人に)帰属する(あるいは、した)場合(この箇所Ⅱ*aec dāc eine vateren a kint* の読み方には問題があるが、本稿ではそれには立ち入らず、とりあえず以上のように訳しておく)、および、彼がレーン法(廷の判決)をもってそうすることを強制される場合は除く。——以下は「ドイツ語第二版」——それについて *leiden* になる(Ⅱ家臣に授封していたものが手許に戻り、授封されていないⅡ(改めて)授封しうる状態になる)ものは、女性にとつて *leiden* になるのであつて、主君にとつてまたそれを彼女とともに受領した家臣にとつて(*leiden* になるの)ではない。この条項によつて本文および前註(292)で述べたことはさらに裏づけられるが、煩を避けるため本文では省略する。

(295) ザクセンシュビーゲルにおける *leiden* の語の用法については、石川「ゲヴェーレ」、一四二頁および註(96)を参照されたい。

(296) 前註(292)を参照。

(297) 前註(291)を参照。

(298) すでに前註(20)でも指摘しておいたように、「レーン法(Ⅱヘルシルト)を欠くにもかかわらず主君から所領^レを授封された者」(一般のもつ権利について(言わば)「原則」を述べたレーン法二・二(および A V・五)では、彼等には「相続」権および授封更新請求権がないことが明記されている反面、彼等の又授封権について明示的に言及されていない。そのため、このレーン法五六・五の論理と併せ考えると、彼等が又授封できるのは(ヘルシルトをもつ)家臣を後見人とし「共同授封」した場合に限られる、と推定する余地もありそうに見える。特に「女性」については、第二章・(四)・(3)で述べたように、ラント法上(彼女等の「(生得の)法」の欠を補うため)必ず後見人をもたなければならぬとされているから、レーン法上(あるいは、レーン法廷において)も必ず(したがって、そもそも彼女等が主君から授封を受ける際にも)後見人をもつことが必要であつた、とも考えられるであらう。しかし、(第三章・A で扱った「二期分」に関する条項を含めて)女性の(レーン法上の)後見人

に言及した条項はこのレーン法五六以外にはなく、また、「聖職者」(および後述するパウアーマイスター)については、単に後見人についての言及がないだけでなく、そもそも後見人が必要とは考えにくいであろう。したがって、今のところ私は、このレーン法五六・五は、後見人との共同受封の場合に女性に(例外的に)授封更新請求権を認めようとする五六・一からの論旨の流れの中で、たまたま本文で指摘したような紛れを生んだものと理解している。

(298・a) 前出三・A、(四)を参照されたい。

(299) 前出(一)・(b)を参照。

(300) この条項の前に、「ドイツ語第二版」に属するレーン法七五・二「この所領が(主君の死亡等により)別な(Ⅱ第二の、新しい)主君に帰属する(あるいは、した)場合には、彼(Ⅱ新しい主君)はそれを、法(の定め)によって(そう)なすべきように、彼等二人に封与することになる」、けだし、彼等二人がそれ(Ⅱその所領)について、一つの(Ⅱ一体の)レーン法(上の権利)をもっており、彼等はそれ(Ⅱその所領)をこの(新しい)主君から、彼等がそれを前の主君から受領していたのと同じように、受領すべきであるから。しかしながら、その(新しい)主君が女性に対して授封更新を拒み、そして彼(Ⅱ新しい主君)がそれを(男性の)家臣一人だけに封与する(あるいは、した)場合は、その者(Ⅱ家臣)がその所領について完全なレーン法(上の権利)(*en vul leenrecht*)を取得し、女性の同意を得て——というのは、彼女は(あるいは、彼女も彼とともに)ゲヴェーレの中にいる(*in den weren sit*) (Ⅱその所領を占有・支配している)のだから——(それを)封与(Ⅱ授封)しまた(主君に)返還することができ、また彼はそれ(Ⅱ所領)を彼の子たちに相続させることができる」がある。それ(特にその前段)によって、(a)でレーン法七五・一について述べたことを確認することができ、さらに(後段の)(新しい)主君が法(の定め)に反して女性に授封更新をしない場合に、(実質的に)女性の権利が守られるように配慮しているだけでなく、言わばその主君に対する「制裁」として、家臣に(「共同授封」の場合には認められていなかった蓋然性の高い)「相続」権を認め(その結果、*en vul leenrecht*の語が「相続」権をも含むものになっ)ていることなど、注目すべき点もあるが、本文では煩を避けて省略した。

(301) 前出(一)・(b)を参照されたい。

(302) 明示的に「ヘールシルトを欠く者」に対する授封に言及している条項としては、以上に述べたもののほか、「パウアーマイスター職・レーン」にかかわるレーン法七七があるが、この条項はもう少し後のところで「国制」にかかわる条項を検討した後に取り上げることにする。

(303) AV二・五一Ⅱレイン法六八・五(前註(204)・②に訳出)を参照されたい。

(304) その詳細については、第三章・C、(四)・(a)および前註(166)で述べたことを参照されたい。

(305) レイン法一四・三、一四・四、一五・一、一五・二、一五・三、二八・二、二九・一(ⅡAV一・七五)、三八・一、三八・二、五八・一、五九・一、五九・四、六〇・一、六九・九、七一・一〇、八〇・一、八〇・二、八〇・三。このうち、レイン法二九・一だけはAVに対応条項があり、上級主君に対する授封更新請求は、AVに対応箇所のない(つまり、「レイン法」で新たに「補足」された箇所)で述べられているが、それ以外の条項はすべてAVに対応条項がない。

(305) a) addingに関しては、AVに対応条項がなく「レイン法」で新たに「補足」されたものとして前註(141)で数えた条項が(ちょうど)一八になっているのを参照されたい。

(306) 念のために一言すると、本章でこれまでに訳出・分析した条項のうち家臣の主君に対する授封更新請求(権)に關説しているのは、レイン法二・五Ⅱ(三)・(1)、一・六Ⅱ(三)・(2)、二・七Ⅱ(三)・(3)、五六・一Ⅱ(四)・(1)・(a)、七五・一Ⅱ(四)・(2)・(a)、以上の五条項である。このうち、レイン法二・六において「例外」とされる(私見によれば)「聖界諸侯」が主君である場合は、「聖界諸侯」の後継者は必ず選ばれる(建前である)はずだし、家臣の「所領」が上級主君である「国王」に帰属することは(法的にはまず)ありえないから、家臣が「上級主君」に対して授封更新を求めることはまずありそうにない。また、レイン法二・七の後段、アイケ以後の「アイゲン(・レイン)」に關する補足に關しては、(アイゲンについては上級主君が存在しないから、上級主君に対する授封更新の請求がおよそ問題になりえないことははっきりしている。これらを除く上記の条項の「主君」に対する授封更新の請求に「上級主君」に対するそれも含まれるか否かは、条文の文言からは不明というほかないが、レイン法五六・一(の「後見人」との)および七五・一(の「朋友(ないし「親族」との)「共同授封」については、「共同授封」のパートナーである「家臣」が(完全な)ヘルシルトをもっているから、「上級主君」に対するそれをも含むと考えたくなる(し、言わばその反射として、他の三条項については、少なくとも)「女性」について同じことが言えるのはそうした「共同授封」の形をとる場合に限る、と考えたくなる)であらう。しかし、本文で述べたことは、こうした推定の是非はともかくとして、われわれは主君に対する授封更新請求(権)の問題を検討する際に常にこうした問題が潜在していることを念頭に置かなければならない、ということである。

(307) 第一章・(二)・⑧と⑬を参照。

(308) 第二章・(三)・(一)および(四)、および、本章・(二)を参照。

(309) この点、エックハルトが (*genote* = *Standesgenosse* としているのただしも——「テキスト」II, S. 228 を参照) *ungenot* = *Unebenbürtiger* としてゐる (a. a. O. S. 243) のは、軽率のそしりを免れないであろう。確かに、前出 (a)「レーン法八〇・一の *sines herren ungenot* には「彼の(前の)主君と出生(身分)が同じでなく、より低い者」も含まれるが、それは——ヘールシルトの出生身分への固定化により——出生身分の低い者は当然ヘールシルトも低いということを前提してのことであり、この条項の主旨が、上級主君は(又)家臣に前の主君よりもシルトの低い者を新しい主君に指定してはならない、という点にあることには変わりがない(又)家臣が直接に新しい主君の出生身分を問題にすることもでき、その場合の証明手続がヘールシルトそのものを問題にする場合とは異なる、としているにすぎない。なお、念のために付言すると、*ungenot* の語は、「ラント法」(三・六五・七)では確かに「出生身分の低い者」の意味で用いられているが、それは「ヘールシルト」とは関係がないのに対して、「レーン法」の他の一条項(七二・一二)でも「シルトが低い者」の意味で用いられている。また、*genot* の語は、「ラント法」の大部分(一一・五一・四、一・六三・一、二・一二・八、二・三二・三、二・七二・二、三・二七・一、三・六九・三など)では「出生身分が同じ者」(さらに一・五〇・二では比喩的に「ラント法上の地位が同じ者」)の意味で用いられているが、「レーン法」では他の条項(五四・一、五四・二、六〇・二)でもすべて「シルトが同じ者」の意味で用いられているだけでなく、ヘールシルトにかかわる「ラント法」の二条項では「シルトの同じ者」(あるいは、「同じ主君の家臣仲間」)の意味で用いられている(一二・五・三——前註(61)、三・六五・二——「序章」)。それにもかかわらず本文に「(少なくとも主君に)」の一句を加えたのは、(前述したレーン法八〇・一の *ungenot* の語が形式的には「出生身分が低い者」を含み(う)ることのほか)、すぐに述べるレーン法八〇・三における *genot* の語の用法を念頭に置いたからである。

(310) これにつづくレーン法八〇・四ではさらに次のように「補足」されている。「証人(による立証)なしに判決をもつて彼の(上級)主君の(ないし、上級主君による)(新しい主君の)指定を拒む(あるいは、拒んだ)者(あるいは、その者に)」(前出レーン八〇・一の、主君が直ちにその場で質問した場合である)、(上級)主君は他のところへと(あるいは、他の者を新しい主君として)指定することができる。しかし、(新しい主君の)指定を証人(による立証)をもつて拒む(あるいは、拒んだ)者を、彼(上級主君)は(他の)どこへも(その家臣に他のいかなる者をも新しい主君として)指定することをえず、それ(その所領)を彼(家臣)に自ら封与しなければならない、けだし家臣は彼の主君(この場合、上級主君)に対し一つの所領につき一度よりも多

く証人により立証する義務がないからである」。これによれば、上級主君がその(又)家臣に自ら授封することを望まない場合、家臣の異議申立を直ちに(Ⅱその場で)承認して前の主君と同身分の別な主君を指定するはかなくなることは、改めて指摘するまでもあるまい。

(311) この点については、前註(309)で述べたことを参照されたい。

(311・a 第一章・(二)の⑪と⑭・⑮、および、前註(27)と(29)を参照。

(312 第三章・C、(四)の(2)・aとb、および、同上①・③を参照されたい。

(313) 以下について、概括的には、石川「中世法」、また、特に「アイゲン」に関しては、石川「アイゲン」をも参照されたい。

(314) この条項(および、私がそれを指摘したこと)の意義については、「前稿」(三)、註(222)でも触れた K. KROESCHEL, *Der Sachsenspiegel als Land- und Lehnrechtssbuch*, in: *Der Oldenburger Sachsenspiegel, Kommentarband*, hrsg. v. R. SCHMIDT- WIEGAND, 1997, S. 21 を参照されたい。

(315) この点については、特に石川「前稿」(三)、三・(二)・(3)、一八一一一八三頁を参照されたい。

(316 第三章・B、(二)・(2)・(b)および前註(130)を参照されたい。

(317) (「第六の手」から「第七の手」への「改訂」については、前註(130)・①・②で私見を述べておいた。

(318) 前註(316)で挙げた箇所のほか、第三章・C、(四)・(2)・(c)および同上(五)を参照されたい。

(319) この条項については、第一章・(二)・⑦と前註(25)、および、第三章・D、(二)・(2)と前註(205)で述べたことをも参照されたい。

(320) 「前註」(二)、八〇六頁、および、註(88)を参照されたい。

(321 第三章・D、(三)・⑥および前註(216)を参照されたい。

(322) ザクセンシュピiegel、特にその「ラント法」における「国制」像については、「前稿」(三)、(二)・(「前稿」(三)、一七九頁以下)で述べたことを参照されたい。なお、「国王」・「ライヒ」の語はこのほかレーン法七・二〇と七・二・一にも姿を見せるが、これらの条項についてはすぐに「諸侯」・「旗レーン」の語の現れるそれとの関連で述べる。また、ザクセンシュピiegelにおける「国王」および「ライヒ」の用語法(全体)については、「前稿」(二)、八〇五〜八〇八頁、および、「前稿」(一)、四四一頁以下を参照されたい。

(323) 第一章・(二)・⑩と⑪、および、前註(32)をも参照されたい。

(324) ザクセンシュビーゲルにおける「諸侯」および「旗レーン」に関する用語法(全体)については、「前稿」(二二、八〇八―八二三頁を参照されたい)。

(325) なお、本文では *herrsche* の語も、また、*vorse* や *varlen* の語も用いられていないので省略したが、ひきつづきレーン法七一・一二三は次のように述べる。「なんびともレーン法廷において判決を発見し、証人および代言人になることを拒むことをえない、主君が家臣に關しても、また、家臣が主君に關しても、また親族が親族に關しても(それを拒むことをえない)」。この条項が「國王」や「諸侯」の語を欠くにもかかわらず、先行するレーン法七一・二〇―二二で諸侯と家臣、および、國王と諸侯の關係について論じてきたことに触発されて、レーン法廷における主君と家臣(一般)の關係についてさらに「注意規定」を補足しようとしたことは改めて指摘するまでもないであろう。しかし、この条項が(まず間違いなく)家臣や臣民のもつ「抵抗權」の論拠としてしばしば引用される「ラント法」の諸条項(特にラント法三・七八・一と二)に触発されたものであり、それに準じたものになっていることは、(エックハルトがそれらの参照を求めているので)特に注意しておく必要がある。なお、これらの「ラント法」の条項(ラント法三・七八・一―「國王、およびいずれの裁判官も、彼のいずれの家臣および親族の首に關してまた手に關して、また相続財産(「アイゲン」)に關して裁くことができる、そしてそれによつて彼の *huwe* (「Treue」) に反して行動することにならない」、ラント法三・七八・二「また家臣は彼の國王、および彼の裁判官に對し(その)不法(*unrecht*)——この場合、裁判拒絕を含め不正な裁判のやり方——について抵抗することができ、あらゆる仕方で(それを)防ぐのを助ける(ないし、手を貸す)ことさえできる、たとえ彼(「國王または裁判官」)が彼の親族あるいは彼の主君であつても、そしてそれによつて彼の *huwe* (「Treue」) に反して行動することにならない」)については、「前稿」(二二、八〇五―八〇六頁で私見を述べておいたが、そこで述べた(これらの条項、特にラント法三・七八・二は、國王や主君に対する「抵抗權」(一般)を認めたものではなく、ラント法上の裁判を正しくおこなひ、あるいは、それに協力する「公的」な義務が、主従間ないし親族間の「私的」な *Peue* の義務に優先することを説こうとしたもの)にすぎない、という)私見は、このレーン法七一・一二三(が主従間ないし親族間のゆえにレーン法廷の審理に協力をする義務を免れるわけにはいかない、としてゐること)によつても支持されるであろう。(なお、これらの点については、ラント法三・七八・八(「主君が家臣を、あるいは家臣が主君を、法(の定め、ないし、法の定める手續)に従ひ、(まず)彼(「主君」)の家臣たちの前(「主君のレーン法廷」)で訴えることなく、(暴力をもつて)襲うならば、彼(「その主君または家臣」)は彼の *huwe* (「Treue」) に反して

行動することになる」をも参照されたい。

(326) レーン法七二・一(後段)「城門は、城主がその中で、城塞法廷を開催する場合、開かれていなければならない。閉じられ牆壁の中および屋根の下では、なんびとも判決を発見することをえない」。これは、AV三・五の冒頭に、「城塞法廷を城主は、彼の城塞においてでなければならぬ、聞くべきでない」を(さらに細かく)補足したものであるが、それによって「レーン法」は、(a)で扱った)レーン法七二・二〇の前段末尾で中断されていた「城塞レーン」の問題に戻り、以下(かなりの分量の「補足」を加えながらも)再びAVの論述の流れに沿って記述を進めることになる。

(327) bundene dage(「禁制日」)については、石川「平和と法」、一六一―一六四頁を参照されたい。なお、ラント法二・一一・四には「禁制日内に人は *dingan* して(「裁判集を開催して」はならない)とする規定があるが、これは「犯罪を裁くための」ラント法上の裁判集会にかかわるものであり、(ラント法二・一〇・五を参照)、レーン法七二・一は「レーン法廷(に)」と明記しているから、この(場合レーン法廷としての)「宮廷裁判所」が(諸侯の)「犯罪」を裁きえないことははっきりしている。

(328) ラント法三・六四・一(「国王が *des rikes demer* (「ライヒに対する勤務」すなわち *sinen hof* (「彼の宮廷、この場合、宮廷裁判所の開催とそこへの参集)を命じ——「邦訳」を以上のように改めるべき理由については、「前稿」(二)、註(68)を参照されたい——彼(「国王」がそれ(「ライヒへの勤務」宮廷裁判所への参集)を諸侯(たち)に、それが行われるよりも六週以前に、(使者を介し)彼の書簡と印璽をもつて、通告させるならば、彼等(「諸侯」は、ドイツ地内においてはそれがどこで行われるにせよ、それに参集しなければならぬ)」は、「宮廷裁判所」の召集に際し、レーン法七二・一(である諸侯を問責するために召喚するのと)同じ手続で諸侯(たち)に参集を命じている。このことから、同じ(国王と諸侯によって構成される)「宮廷裁判所」が、(事案に応じて)ラント法上の裁判所としても、また、レーン法上のそれとしても機能していることが判るが、この点については、「前稿」(二)、註(59)、および、「前稿」(三)、一一八―一一八三頁(三・二二・(4))などで述べておいたことを参照されたい。

(329) 以上のように、レーン法七二・三における「補足」を、他の条項における「国制」に関するそれと併せ考えることによって、前註(212)の末尾で述べたこと(つまり、この条項の末尾に「補足」された一文を「授封強制」説の根拠として採用するわけにはいかない、ということ)はさらにはっきりするであろう。なお、第一章・(二)・⑥および前註(24)で扱ったレーン法二・六(「AV一・七」が実質的に「教会諸侯」にかかわる(あるいは、むしろ「教会諸侯」に限定されている)ことについては、すでに第一章・(三)・(6)・(d)でも述べておいた。このほかにも、この本文では(*herscit*の語が用いられていないので)省略してお

いたが、「諸侯」・「旗レーン」のほか「教会諸侯」にかかわるものとしては、さらにレーン法二〇・五(Ⅱ「司教領」(Bischofamt)——「レーン法」ではBischofの語は「教会諸侯」の意味で(も)用いられる——および旗レーンを國王はまとめて(Ⅱ一括して)封与すべきであり、(それを)分割してはならない。また、旗レーンをもつ(Ⅱ國王から受領している)ある諸侯から(レーンを)授封されている者は誰しも、(授封更新請求の際に)そのレーンを、旗レーン、を欠くいかなる者(Ⅱ新しい主君)からも受領することを要しない、たとえ(Ⅱ新しい主君が生まれながらの諸侯(Ⅱ諸侯の(封)相続人に生まれた者)であっても(その者が國王から「旗レーン」を授封された「諸侯」に任ぜられないうちは)も、「レーン法」で新たに「補足」されたものであり、基本的には、レーン法七一・三についてここで述べているのと同様に、「諸侯」の地位(および、それを通じて「ヘールシルト(制)」の「公的」な性格ないし機能を強調するものと理解すべきであろう。(なお、レーン法二〇・五については、「前稿」(二)、八一頁、および、註(131)をも参照されたい)。

(330) 第一章。(二)・③(AV一・四Ⅱレーン法二・一)を参照。「パウアーマイスター」は(村民Ⅱ農民の代表者であるから、一般的には「農民」に属する、と考えられる。

(331) 前註(20)などを参照されたい。

(331・a) 前註(329)と併せて、第三章・D、(三)・(1)で扱ったAV一・三四Ⅱレーン法一・二をも参照されたい。

(332) したがってこの条項は、本章・(四)で扱った「女性に対する授封」とも関係している。

(333) 本章・(三)・(1)を参照。

(334) 第一章・(二)・⑤(AV一・六Ⅱレーン法二・四)と前註(22)、および、第三章・B・(2)・©と本章・(六)・(3)・(a) (レーン法七一・二〇)を参照されたい。

(335) Ho, II 2, S. 529. なお、ヒルシュは(ホーマイヤー、同上箇所の参照を求めているものの)これを(単に)baumeisterleinと訳して(註(Hi, S. 199)「この点に関する彼の見解は必ずしもはつきりしないが、シュットはこれをLehen auf ein Baumeisteramtと訳しているから(SCHOTT, S. 349)、おそらくホーマイヤーと同じ解釈を採っているものと思われる。

(336) 念のために一言すると、この「パウアーマイスター職・レーン」について「相続」権が認められている以上、仮にこのレーンが「パウアーマイスター職」に対して、封与されるものであっても、「パウアーマイスター職」そのものが事実上「相続」されると考えなければならず、その意味では、「前稿」(二)、二一・(六)・(8)(八二一―八二頁、および、註(142)・(191)で述

べておいた私見は、「パウアーマイスター職・レーン」をホーマイヤー説のように理解しても、基本的には変える必要がないと考えられる。

(337) 以下についても、「前稿」(二二)の前掲箇所(前註(336))を参照されたい。

(338) この最後の点については、「前稿」(二二)、註(187)をも参照されたい。

(339) 因みに、「前稿」(二二)の末尾(八三三頁)で「パウアーマイスター」が「授封された裁判官」に含まれない可能性に言及したのはこのためである。

(340) 「前稿」(二二)、二・(六)・(6)(八二八―八二〇頁)を参照されたい。

(341) 同上、二・(六)・(7)(八二二―八二三頁)を参照されたい。

(342) 前註(208)において、このレーン法一一・二の *gerichte* が「定期金レーン」である可能性について言及しておいたので、念のために、「パウアーマイスター職・レーン」についてもその可能性を検討してみると、「パウアーマイスター」に、(「村民は」(おそらく村民集会に無断欠席するなど紀律違反の場合に)六プフェニヒの罰金、また時折(軽微な窃盗犯が――前述ラント法二・一三・一を参照)皮髪刑の代わりに三シリング(のそれ)を支払う」が、「これは村民(ないし、農民)皆の飲み代になる」(ラント法三・六四・一)とされているから、「パウアーマイスター職」が「パウアーマイスター」に収入をもたらす(したがって、「定期金レーン」の機能をもちうる)可能性は絶無(に近い)と言つてよく、レーン法一一・二との関連で言えば、むしろそこに *gerichte* と並んで現れる *topp* との関係の方がもつと重要であろう。すなわち、右に指摘したことを考えると、レーン法一一・二の「村」は、ある主君がその村の土地をすべて所領として占有・支配してそれをまとめて封与するか、さもなければ、その村全体を取り仕切るための「パウアーマイスター職」を封与するか、のいずれかということになりそうだからである。(私は今のところ、前者の可能性は小さいと考えているが、はつきりしたことは判らない)。

(343) なお、前註(208)で指摘したレーン法一一・二と(「レーン法」で新たに「補足」された)レーン法六一・二の間に見られる齟齬も、基本的には同じように考えることができる。つまり、この場合、レーン法六一・二は「ラント法」における「国制」像にもとづく「補足」であるのに対して、レーン法二一・二は対応するAV一・三四を忠実に独訳したもので、レーン法六一・二と矛盾しかねない点がそのまま残ってしまったものではないか。さらに言えば、レーン法七七はレーン法一一・二(「AV一・三四」)に照応し、少なくともその系列上にある、と考えることだけはできるのではあるまいか。

(344) この点については、第三章・C、(四)・④および前註(183)を述べたことを参照されたい。

(345) この点に関連して、第四章・(五)・(2)で指摘しておいたように、(又)家臣の上級主君に対する関係について「補足」された条項にも、同じ「ヘールシルトの出生身分への固定化の傾向」が認められることを想起されたい。直前のレーン法五四・一は、ほかならぬ(又)家臣の上級主君に対する授封更新にかかわる条項であり、それを承けた五四・二の「補足」も同じ傾向に属している可能性の大きいことが示唆されているからである。

(346) この点に関連して、法廷決闘を挑む手続を具体的に詳述したラント法一・六三・一では、平和破壊・傷害・(決闘に値するほどの価値をもつ物の)強奪、以上三つの犯罪を同時に訴えるべきことが述べられており、また、主君・親族・家臣の暴力的襲撃に対する正当防衛を認めたラント法三・七八・五も、「彼等自身の持物(Besitz)を奪わない限り」という留保を付していることを参照されたい。

(347) ザクセンシュピーゲルには総じて(適法な「フエーデ」の存在(Ⅱ当時それがまだそれ自体としては違法とされていないかったこと)についてできるだけ沈黙しようとする傾向が認められる。しかし、「前稿」(一)、註(27)、および、二・(二)・(2)・(b)(四四二―四四三頁)で述べておいたように、「ドイツ語第二版」における補遺にかかるものであるが、レーン法七六・六によって、主従関係の解約を通告しないうちに軍勢を集めてフエーデの準備に取りかかり、形式的に解約を通告した直後に相手方を攻撃することが違法とされているだけであり、その直前の(すでに「ドイツ語第一版」で「補足」された)レーン法七六・五によっても、主従関係解約(を通告した)後一日と一夜を経てからの実力行使は違法とされていない。つまり、大まかに言えば、主従関係によって結ばれていない者同志の間のフエーデは(必ずしも)違法とされていないのである。なお、レーン法五四・一の場合、(この点はレーン法七六・三の場合と同じく)、家臣は主君に対して主従関係の解約をしていないことに注意されたい。

(348) この点については、「前稿」(二)、二・(六)・(5)(八一六―八一七頁)を参照されたい。

(349) この点については、「前稿」(二)、二・(六)・(3)と(4)(八一四―八一六頁)を参照されたい。

(350) この点については、第三章・D、(三)・③および前註(210)で扱ったレーン法七一・二(ⅡAV二・六七)を参照されたい。

(351) 「序章」(五)を参照されたい。ただし、前稿(三)、註(240)と比較すれば明らかなように、この(二)で述べたことのうち、(一)―(5)は本稿における検討によつてはじめて(あるいは、少なくともいちだと明確に)認識することができたものである。

(352) 以下については、第一章(の末尾)・(9)(一三七三—一三七五頁)で述べたことも比較されたい。

(353) 因みに、H.-G. KRAUSE, *Der Sachsenspiegel und das Problem des sogenannten Leihzwangs. Zugleich ein Beitrag zur Entstehung des Sachsenspiegels*, ZRG, GA. Bd. 93, 1976, S. 74 は、「われわれがザクセンシュピーゲルの成立(史)を追及して時を溯れば遡るほど、われわれは常により簡潔でより明確な構成をもつテキストに到達する」ことを指摘している。「ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史」の問題を(ある)具体的な問題(クラウゼの場合は、「授封強制」の問題)に即して本格的に検討した例は、管見の及ぶ限り、このクラウゼ論文だけである、と言ってよいほど少ない。(なお、同論文の問題点については、「前稿」註(12)・(14)を参照されたい。また、同じく「前稿」註(83)で触れた A. WOLF, *Königswähler in den deutschen Rechtsbüchern*, ZRG, GA. Bd. 115, 1998 は、一般に「ドイツ語第一版」に属すると考えられているテキストの中にも(後代の) *Interpolatio* が含まれていることを指摘した点では、「ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史」の問題についても重要な文献であるが、そこでは——同書の「成立史」が「国王選挙」の問題に即して検討されている、と言わんよりは——同書の「成立史」に関する異説を「前提」にして「国王選挙」の問題を検討した研究である、と言わざるをえない。

(354) *gedinge* (および *wardunge*) の語については、前註(14) (など)、また *volget(n)* の語については、前註(98)に明らかなように、本稿でも(不完全ながら)一応の検討はすませてある。

(355) その意味でも、遠からず「ザクセンシュピーゲル・レーン法におけるゲヴェーレ」の問題に(本稿と同じ手法を用いて)(再)挑戦したい、と考えているが、右の(1)と(2)で述べたことが「ゲヴェーレ」を指すこれらの語についてもあてはまることは、すでに確認済みである。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 51 NO. 3 (2000)

SUMMARY OF CONTENTS

Die Heerschildordnung im Sachsenspiegel (4)

— Im Zusammenhang mit der Entstehung des Rechtsbuchs —

Takeshi ISHIKAWA *

IV. Die Heerschildordnung im Sachsenspiegel-Lehnrecht

1. Oben im I. Kap. haben wir bereits den Gebrauch der Wörter *herscilt* und *scilt* im Ssp-Lehnrecht überprüft, soweit sie in den Artikeln, die im Auctor vetus eine Parallele haben, erscheinen: nämlich das Wort *herscilt* an 12 Stellen in 8 Artikeln sowie das *scilt* an 3 Stellen in 3 Artikeln des Ssp-Lehnrechts.

Die beiden Wörter kommen jedoch auch in den Artikeln vor, die im Auctor vetus keine Parallele haben, also erst im Ssp-Lehnrecht ergänzt sind: nämlich das Wort *herscilt* an 18 Stellen in 12 Artikeln sowie das *scilt* an 3 Stellen in 2 Artikeln.¹⁷⁶⁾ Auch in den Artikeln, die im Auctor vetus eine Parallele haben, sind sie übrigens auch an den Stellen oder in den Sätzen gebraucht, die im Ssp-Lehnrecht ergänzt oder (substantiell) korrigiert sind. Dazu gehören (wenigstens) 5 Artikel betreffs des *herscilt* sowie 1 Artikel betreffs des *scilt*¹⁷⁷⁾. Im folgenden soll der Gebrauch der beiden Wörter, die in diesen beiden Sinnen erst im Ssp-Lehnrecht erscheinen, untersucht werden.

* Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.

176) *herscilt*: Lnr. 2 §5 (3mal), §7, 54 §2, 56 §1 (2mal), §5, 69 §8, 71 §22, 75 §1 (2mal), §3, 80 §2 (2mal), §3, 77 (2mal); *scilt*: Lnr. 21 §1, §2 (2mal) (vgl. aber dazu o. Fn. 4).

177) *herscilt*: Lnr. 2 §6 (= AV I 7), 23 §1 (= I 50), 47 §2 (= I 111), 54 §1 (= I 124 u. 126), 71 §20 (= III 4); *scilt*: Lnr. 25 §3 (= AV I 60). Vgl. dazu gleich unten 2, 3).

Dabei wollen wir die einschlägigen Artikel je nach dem Thema der Korrigierung oder Ergänzung untersuchen. Dazu sei im voraus folgendes zu bemerken: Die einschlägigen Artikel lassen sich nicht nur je nach dem Thema gliedern, sondern auch einige Themen der Korrigierung oder Ergänzung verbinden sich in mehreren Artikeln miteinander. Das könnte doch ein Anzeichen dafür sein, daß die Korrigierung oder Ergänzung im Ssp-Lehnrecht ganz konsequent und zielbewußt durchgeführt worden ist.

2. Zunächst über die Ergänzung oder Korrigierung, die sich auf das (landrechtliche, jedem angeborene) *recht* bezieht.

1) Lnr. 21 §1 = *De sone behalt des vader scilt to lenrechte de eme evenbordich is, de wile he sek mit manscap nicht ne nederet.*

Eingangs des Auctor vetus sowie in den dem entsprechenden Artikeln des Ssp-Lehnrechts ist bereits folgendes deutlich gesagt: Man muß nämlich, um lehnsfähig zu sein, vom Vater und vom Großvater her, *ex homine militari* (AV I 4) oder *van ridders art* sein (Lnr. 2 §1). Damit ist sicher ein erbliches Element im Heerschild ohne weiteres zu erblicken. Dort ist jedoch noch nicht ausdrücklich dargelegt, daß ein Sohn dem (bestimmten) Schild des Vaters nachfolgt. Der Artikel erfüllt diese Lücke. Zudem ist dabei vorausgesetzt, daß der Sohn dem Vater *evenbordich* ist. Auch hier finden wir also nicht nur die Vorrangstellung des Landrechts gegenüber dem Lehnrecht, sondern auch eine Tendenz oder Neigung zur Fixierung jedes bestimmten Schilds an je einen Geburtsstand.¹⁷⁸⁾

2) Lnr. 21 §2 = *Of de sone in des vader stat nicht man wel werden, dar mede n'is sin scilt nicht gehoget. It ne hoget nicht des mannes scilt denne vanlen, of eme dat gelegen wert.*

Mit der Ergänzung dieses Artikels ist nunmehr klargestellt, daß der Schild eines Vasallen nicht erhoben wird, wenn er auch bei einem Herren, der einen höheren Schild als der Herr seines Vaters hat, als Vasall dient, es sei denn, daß er, indem ihm (vom König) ein Fahnlehen verliehen wird, zum Fürsten erhoben wird. Auch hier ist also die gleiche Tendenz wie in Lnr. 21 §1 zu finden.

In diesem Zusammenhang ist auch folgendes nicht zu übersehen: der eben dahinten ergänzte Artikel, Lnr. 21 §3 (= *It ne erft, neman nen len wan de vader op den sone*), hat

178) Vgl. dazu o. II, 5 — lese statt 5) in S. XV, L. 16 in der deutschen Zusammenfassung einfach 5 —

nämlich den Gebrauch des Worts erven in Lnr. 6 §2 (= *Swelk man des sones darvet, de erft op de herren de gewere des gudes*) korrigiert.¹⁷⁹⁾

3) So gesehen, dürfen wir auch es nicht mehr einem Zufall zurechnen, daß der Ausdruck: to deme herscilde (nicht) geboren erst an den krrigierten Stellen oder in den ergänzten Artikeln des Ssp-Lehnrechts erscheint.¹⁸⁰⁾

3. Dann über die Korrigierung oder Ergänzung, die sich auf die Rechtsstellung der (eigentlich) Lehnunfähigen (die also kein *lenrecht* oder keinen *herschilt* haben) bezieht.

1) Lnr. 2 §5 = *Swelk man to deme herscilde nicht geboren n'is, de ne mach nicht weigeren gut to lene deme de des herscildes darvet, unde ne mach nenen sinen herren verleggen, of he an ene volgen scal, dennoch he des herscildes nicht ne hevet.*

a) Der Ausdruck: *man (de) to deme herscilde nicht geboren n'is* kommt in diesem Artikel, der erst in der 1. deutschen Fassung ergänzt worden ist, zum erstenmal vor. Aber aus den vorangehenden Artikeln (Lnr. 2 §1, §2, §4 = AV I 4, 5, 6) ist ohne weiteres zu schließen, daß es sich dabei um den Vasallen handelt, der trotz seines fehlenden *lenrecht* oder *herschilt* von einem Herren mit einem Gut (od. *beneficia*) belehnt ist.¹⁸¹⁾

b) Der Artikel, Lnr. 2 §5, stellt zuerst klar, daß solch ein (eigentlich) lehnsunfähiger Vasall (trotz der Bestimmung in Lnr. 23 §1)¹⁸²⁾ nicht verweigern darf, das Gut (weiter od. erneut) einem (ebenfalls) lehnsunfähigen Vasallen (von ihm) zu verleihen. Dazu sei zweierlei zu bemerken. i) Dabei ist als etwas Selbstverständliches vorausgesetzt, daß solch ein lehnsunfähiger Vasall sein Lehen seinem (eigenen) Vasallen weiter verleihen kann.¹⁸³⁾ ii) In diesem (erst in der 1. deutschen Fassung ergänzten) Artikel erscheint

179) Eigentlich hätte unser Spiegler in Lnr. 6 §2 mit dem Wort *irsterven*, das er doch bereits im Ssp-Landrecht gebraucht hat, (vgl. dazu o. Fn. 51) etwa wie folgt schreiben sollen: *Swen en man aver des sones darvet, de gewere des gudes irsterve deme herren.....* Aber von dem Vergleich mit der Vorlage (AV I 25 = *Sic et homo carens filio herediat in dominum possessionem beneficii sicut et benefium...*) könnten wir sogar folgendes erschließen: Unser Spiegler hätte sich bereits damit begnügt, daß er das Wort *beneficium* in der Vorlage weggelassen hat (Dies könnte übrigens ein Beleg dafür sein, daß das Wort *gut* (= *benefium* in AV I 24) in Lnr. 6 §1 nicht, wie W. Ed. ALBRECHT angenommen hat, *causa possessionis* bedeuten kann — Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. in Fn. 142, S. 72, F. 107).

180) Lr. 2 §4 (= AV I 6), 47 §2 (= I 112); 2 §5, 80 §2.

181) Vgl. dazu o. I, 2, 6.

182) Vgl. dazu zunächst o. Fn. 11. Darauf sei noch unten zurückzugreifen.

183) Vgl. dazu zunächst o. I, 2, 7), bes. a) mit Fn. 13. Auch darauf sei noch unten zurückzugreifen.

zum erstenmal eine Bestimmung über die Rechtsstellung eines Vasallen von einem lehnsunfähigen Herren.

c) Lnr. 2 §5 erklärt dann betreffs des Anspruchs von solch einem lehnsunfähigen Vasallen auf die Belehnungserneuerung, daß er auch einen (bes. vom Oberherren angewiesenen) neuen,¹⁸⁴⁾ (ebenfalls) lehnsunfähigen Herren nicht verweigern darf. Dagegen könnte man freilich eine Frage anschneiden, ob solch ein lehnsunfähiger Vasall (bei einem Herrenwechsel) überhaupt von einem neuen Herren (od. Oberherren) eine erneute Belehnung verlangen darf, und zwar nicht ohne Grund, weil im vorangehenden Lnr. 2 §2 ausdrücklich dargelegt ist, daß von einem Herren mit einem Gut belehnte Lehnsunfähige weder Erbrecht noch Anspruch auf die Belehnungserneuerung haben. Eine Antwort auf diese Frage finden wir aber im bald in 3) zu behandelnden Lnr. 2 §7.

2) Lnr. 2 §6 (= AV I 6). Diesen Artikel, der den entsprechenden im Auctor vetus in einigen wichtigen Hinsichten korrigiert hat, haben wir bereits oben in I, 2, 7) untersucht. Hier gilt es, nur das Notwendige im Zusammenhang mit Lnr. 2 §5 (o. 1)) und 2 §7 (u. 3)) zusammenzufassen.

a) Trotz der wichtigen Korrigierung, die sich die Verfassung (= die Stellung der geistlichen Fürsten und ihrer weltlichen Herrschaftsgewalt darin) bezieht, besteht das Hauptthema des Artikels doch in der Rechtsstellung desjenigen Vasallen, der von einem lehnsunfähigen Herren, wie Pfaffen oder Frauen, belehnt ist. b) Im Auctor vetus sowie in den Artikeln des Ssp-Lehnrechts, die darin eine Parallele haben, stellt der Artikel (AV I 7, od. Lnr. 2 §6) den ersten und einzigen dar, der die Rechtsstellung solches Vasallen berührt. c) Dabei kommt als solcher Vasall in Frage ausschließlich derjenige, der *an deme herscilde vulkomen* ist. d) Über dessen Rechtsstellung ist nur noch folgendes ausdrücklich besagt: *deme lene ne mach men* (= solcher Vasall) *nicht volgen an enen anderen herren*.

3) Schließlich Lnr. 2 §7. Auch diesen Artikel haben wir bereits oben in III, C, 4, 5) angeführt und dessen zweite Hälfte analysiert. Hier interessieren wir uns aber zunächst an die erste Hälfte davon, die zur 1. deutschen Fassung gehört.

a) Hier ist eben der Fall zu finden, daß ein Vasall, der von einem lehnsunfähigen

184) Vgl. dazu o. I, 2, 8), b).

Herren belehnt ist, nicht nur über das Afterbelehnungsrecht, sondern auch über den Anspruch auf erneute Belehnung verfügt (vgl. dazu Lnr. 2 §5 o. in 1)). Damit ist gleichzeitig klargestellt, daß es sich dabei um eine bewußte Korrigierung des Grundsatzes in Lnr. 2 §2 (= AV I 4) oder um eine zielbewußte Erweiterung der Rechte solch eines Vasallen handelt.¹⁸⁵⁾

b) Dazu sei jedoch folgendes zu bemerken: i) Hier kommt vor als der lehnsunfähige Herr, der den Vasallen belehnt, nicht *de des herscildes nicht ne hevet* wie in Lnr. 2 §6, sondern ausschließlich *pape oder wif*. ii) Die Sonderregel in diesem Artikel beschränkt sich ferner auf den Fall, daß *pape oder wif* mit dem Lehen, *dar en man deme rike nen denest plichtich n'is af to dun*, wie *borchlen unde kerke*, belehnt ist. iii) Dabei bezeichnet das Wort *denest*, wie in meisten Beispielen des Ssp-Lehnrechts, "Militärdienst". Die Belehnung mit einem Burglehen oder mit einer Kirche, genau so wie mit einem Eigenlehen in der nach-eikisch ergänzten 2. Hälfte des Artikels, bringt keinen Reichsdienst in diesem Sinne mit sich.¹⁸⁶⁾

4. Im Ssp-Lehnrecht sind, außer den eben in 2. behandelten, noch mehrere Artikel ergänzt, die die (gemeinsame) Belehnung einer Frau beschreiben. Diese Artikel beziehen sich freilich auch auf die Rechtsstellung eines lehnsunfähigen Vasallen. Im folgenden seien sie aber wegen ihres größeren Umfangs für sich zu behandeln.

1) Lnr. 56 §1 = *Ok de man gut untvan mit einer vrowen, so dat he se an deme gude vorestan unde volge dar mede an enen anderen herren, of er herre sterve, dar er de volge tosteit, went se des herscildes darvet. De man hevet den herscilt unde de gewere van der vrowen halven an deme gude, dorch dat hevet he de volge dar an.*

a) Außer Zweifel ist freilich, daß es sich hier um eine Art gemeinsame Belehnung einer Frau zusammen mit einem *man* handelt, und zwar damit sie ihre mangelhaften Vasallenrechte — konkret, den fehlenden Anspruch auf erneute Belehnung sowie die beschränkte prozessuale oder Zeugenfähigkeit im Lehngericht — ergänze. Aber über

185) Auch in einem nach-eikischen Artikel, Lnr. 2 §3, ist, in Bezug auf die Leibzucht am Lehen, die Anerkennung des Anspruchs auf erneute Belehnung zu finden. Vgl. dazu o. III, A, 3, 3).

186) Daraus könnten wir auf folgendes zurückschließen: Das Hauptziel des Grundsatzes in Lnr. 2 §2 (= weder Erbrecht noch Anspruch auf erneute Belehnung für einen (eigentlich) Lehnsunfähigen) besteht doch darin, den Zeitraum, in dem substantiell kein Militärdienst vom Lehen zu erwarten ist, möglichst kurzzuhalten.

die Rechtsstellung des *man*, besonders aber darüber, warum er — obwohl auch er selbst vom Herren belehnt ist — die Gewere an dem Gut *van der vrowen halven* erhalten muß, ist von dem Artikel kaum zu erschließen.

b) Lnr. 56 §2 = *Stirft aver de vrowe, van der halven he de were hevet an deme gude, sin lenunge hevet ende de he to vormuntscap untvenk, eme ne si recht len oder gedinge dar an gelegen.*

Damit ist die eben angeschnittene Frage gelöst: Der *man* ist nämlich der Vormund der Frau, sein Recht an dem Gut ist nichts anders als *de (ge)were to vormuntscap* zu Lehnrecht (= Berechtigung, als Vormund ihr Lehen ihrethalben oder anstatt ihrer zu verwalten).¹⁸⁷⁾

2) Lnr. 56 §5: *Gedinge dar an unde ledich gut mach he wol verlien mit der vrowen wille, unde swat dar ledich an wert, dorch dat se beide en vul lenrecht hebben an deme gude mit gesamender hant untvangen: he hevet de lenunge unde de herscilt, unde se hevet de selve lenunge unde de gewere.*

Wie gesehen, will der Artikel, nachdem er besagt hat, daß der Vormund das Gedinge oder das (der bevormundeten Frau) ledich gewordene Gut¹⁸⁸⁾ mit ihrer Einwilligung verleihen kann, den Grund dazu erklären. Dazu sei zweierlei zu bemerken:

a) Als Grund dazu gibt der Artikel an, außer der gemeinsamen Belehnung der beiden durch ihren Herren, *de herscilt* des Vormunds und *de gewere* (nur) der Frau. Damit ist freilich das oben in 1), a) u. b) Gesagte nochmals bestätigt. Vorausgesetzt ist aber dabei, daß ein Vasall, um sein Lehen (einschließlich des Gedinges daran) weiterzuverleihen, nicht nur die Gewere (= Beseitz und Besitzrecht) daran, sondern auch den Heerschild (oder die Lehnsfähigkeit) haben sollte. Das muß aber dazu führen: ein (eigentlich) Lehnsunfähiger, der von einem Herren belehnt ist, sollte immer ein Vormund zu

187) Bestätigt ist dies auch durch einen dahinten stehenden Artikel (Lnr. 56 §4: *Let ok de vrowe er gut op, oder wert it mit lenrechte verdelt, jene ne hevet dar nicht an de it mit er untvenk. Let aver he it, oder wert it eme verdelet mit lenrechte, se ne verluset dar mede nicht, dorch dat se in den weren sit. Lien ne mach he ok dar nicht an weder der vrowen willen, ane dat ene verlegen an kumt, unde dar he mit lenrechte to gedwungen wert. [Swat dar ledich an wert, dat is der vrowen ledich, unde nicht deme herren noch deme manne de it mit er untvenk.]*). Vgl. zur *(ge)were to vormuntscap* auch die *were to rechter vormuntscap* eines Ehemanns für seine Frau (Ldr. I 31 §1, §2 sowie o. II, 3, 3)).

188) Vgl. dazu o. Fn. 187.

Lehnrecht haben (um seine Lehnunfähigkeit zu ergänzen).¹⁸⁹⁾

b) Die Frau und der Vormund haben zwar zu zwei die Gewere an dem Gut (= das Recht, es als Lehen zu besitzen oder beherrschen, einschließlich des Afterbelehnungsrechts) und den Anspruch auf die Belehnungserneuerung, sie haben doch beide (wahrscheinlich) kein Erbrecht daran. Trotzdem spricht der Artikel von: *en vul lenrecht (mit gesamender hant)*.¹⁹⁰⁾ Hier ist also wiederum eine gleiche Tendenz zu finden, wie der Begriff *recht len* auch auf die Leibzucht am Lehen angewandt ist.¹⁹¹⁾

3) Lnr. 75 §1 = *It is gut, dat en man, der vrowen vrunt, gut mit er untva, dorch dat, of er herre stirft, unde dar de vrowe nicht volgen ne mach, dorch dat se des herscildes darvet, dat de man volge deme gude na sime rechte, went he den herschilt hevet. Swelk er dirre twier den anderen over levet, de hevet lenrecht an deme gude tegen den herren de it ene gelegen hevet. Hevet it aver de man to der vrowen hant untvangen, unde anderes nicht na der vrowen dode, he ne hevet dar nicht rechtes an.*

Behandelt ist auch hier eine Art gemeinsame Belehnung einer Frau zusammen mit einem *man*, um ihren fehlenden Heerschild oder Anspruch auf erneute Belehnung beim Herrenfall zu ergänzen. Darüber besteht kein Zweifel. Aber der Unterschied vom oben in Lnr. 56 §1~§5 behandelten Fall sei keineswegs zu übersehen. i) Hier ist der *man*, der zusammen mit einer Frau gemeinsam belehnt ist, ist nicht ihr *vormunt*, sondern ihr *vrunt*. ii) Bei der gemeinsamen Belehnung einer Frau zusammen mit ihrem Vormund, *hevet sin lenunge ende*, wenn die Frau stirbt (Lnr. 56 §2, oben in 1), b) — dasselbe besagt der letzte Satz des Lnr. 75 §1 mit einer anderen Formulierung wiederholt).¹⁹²⁾ Dagegen hat der *vrunt* in diesem Artikel, falls er die Frau überlebt, (nunmehr er allein) *lenrecht an deme gude*.¹⁹³⁾

189) Aber bis auf diesen Artikel ist solch ein Vormund (für einen Lehnunfähigen) weder erwähnt noch angedeutet. Es scheint mir auch unwahrscheinlich, daß ein Paffe im Lehngericht einen Vormund zu haben brauchte.

190) Auf den Ausdruck *mit gesamender hant* in diesem Artikel sei bald zurückzugreifen.

191) Vgl dazu Ldr. III 75 §2 sowie o. III, B, 4.

192) Zu bemerken sei dabei, daß in diesem Artikel nicht mehr von *mit gesamender hant* gesprochen, wie in Lnr. 56 §5, sondern von (*de man hevet it*) *to der vrowen hant*. Vgl. dazu gleich u. Fn. 193.

193) In Lnr. 32 §1 ist eine folgende Bestimmung zu lesen: *Man mach vele bruderen en gut lien, of se it mit gesame(n)der hant unde gelike were dar an hebben*. Wenn wir den Begriff: "Belehnung mit gesamter Hand" als Terminus technicus nur im Sinne dieses Artikels (= nur in Bezug auf den Fall, daß gemeinsam Belehnte an dem Lehen alle gleichmäßige (*ge*)were haben) gebrauchen wollen, so

4) Lnr. 75 §3¹⁹⁴⁾ = *Sprikt en herre (D) ener vrowen (A) gut an dat se (A) in geweren hevet, oder iemant de des herscildes darvet, unde seget it eme (D) de herre (D) ledich van enes sines mannes (B) dode, unde seget it er (A) de vrowe (A) van enen anderen (C) de noch levet, geweret se (A) de herre (C) des gudes, alse lenrecht is, de vrowe (A) behalt dat gut.*

Liest man den Artikel für sich, so wäre kaum zu verstehen, warum oder aus welchem rechtlichen Grund der Herr (D) das Gut für sich in Anspruch nehmen will oder kann. Der Artikel hat aber eigentlich (= in der 1. deutschen Fassung) gleich hinter dem Lnr. 75 §1 gestanden. Im Zusammenhang mit Lnr. 75 §1 können wir uns also den Fall in Lnr. 75 §3 etwa wie folgt vorstellen:

Eine Frau (A) ist, zusammen mit einem *man* (B) (= *vrunt* in Lnr. 75 §1), von einem Herren (C) gemeinsam (od. *mit gesamenden hant*) mit einem Gut belehnt. Von den beiden stirbt zuerst der *man* (B). Der B ist zugleich Vasall eines anderen Herren (D) (und möglicherweise von dem D mit dem größten Teils seines Lehens belehnt) gewesen. Wegen des Todes seines Vasallen (B) sollte auch das Gut, mit dem der B zusammen mit der A gemeinsam belehnt ist, — so glaubt der D — ihm (D) *ledich* geworden sein. Das Gut befindet sich aber in der Gewere (= im Besitz) der A. So klagt er gegen sie auf das Gut. Wenn ihr Herr (C), der wirklich die A mit dem Gut belehnt hat, vorkommt, um ihr dafür gewähzuleisten, so obsiegt die A und sie erstreitet das Gut.¹⁹⁵⁾

5) Außerdem beziehen sich freilich auch die Artikel über die Leibzucht an dem (oder in Gestalt von) Lehen (oben III, A) auf die Belehnung einer Frau. Wenn auch wir uns auf den Artikel, der bereits zu der 1. deutschen Fassung gehört, beschränken, gehört

sei der Ausdruck *mit gesamender hant* in Lnr. 56 §5 keineswegs als solch ein Terminus technicus auszulegen.

194) In der 2. deutschen Fassung ist zwischen Lnr. 75 §1 und §3 der folgende Artikel hinzugesetzt: Lnr. 75 §2 = [*Of dit gut kumt an enen anderen herren, liet he dat en beiden, als he dorch recht scal, went se beide en lenrecht dar an hebben, so hebben se dat van deme herren, alse se dat van deme erren herren hadden. Verspriket aver de herre der vrowen volge, unde liet he dat deme manne allene, de hevet en vul lenrecht an deme gude to liene unde to latene mit der vrowen willen, dorch dat se in den geweren sit, unde he mach dat erven oppe sine kindere.*] Damit ist das o. in 3) Gesagte erneut bestätigt. Im übrigen sei zu bemerken, daß erst in diesem Zusammenhang das Erbrecht des *man* an dem Lehen erwähnt ist (Vgl. dazu o. 2), b)).

195) Obwohl in dem Artikel von *alse lenrecht is* gesprochen ist, sollte der D seine Klage gegen die A (im allgemeinen, d. h. es sei denn, daß auch die A zugleich sein Vasall ist) nur vor Gericht zu

Lnr. 31 §1 jedenfalls hierzu, obwohl dort das Wort *herschilt* nicht gebraucht ist.

6) Aus den bisher Ausgeführten ist folgendes klaggestellt: Nicht nur die Anzahl der Artikel betreffs der Belehnung der Frau, die erst im Ssp-Lehnrecht ergänzt sind, ist nicht gering, sondern darin ist auch die gleiche Tendenz oder Neigung, wie wir bereits oben (III, A) im Zusammenhang mit der Leibzucht am (oder in Gestalt von) Lehen hingewiesen haben, zu finden, nämlich eine Tendenz oder Neigung, die lehnrechtliche Stellung der Frau, besonders indem man ihr den Anspruch auf erneute Belehnung mit dem Gut anerkennt, zu verstärken. Auch dies könnte darauf zurückzuführen sein, daß unser Spiegler im Ssp-Landrecht die (landrechtliche) Rechtsstellung der Frau näher überlegen hat.

5. Dann über die Ergänzung oder Korrigierung, die die Beziehung des Vasallen zum Oberherren, besonders aber sein Verlangen nach der erneuten Belehnung bei diesem betrifft.

1) Vor allen anderen sei auf folgendes hinzuweisen: Obwohl die Fälle, wo ein Vasall in unmittelbare Beziehung mit dem Oberherren tritt, sehr begrenzt ist,¹⁹⁶⁾ ist die Anzahl der einschlägigen Artikel doch keineswegs gering. Sie reicht nämlich bis zur 18 Artikeln.¹⁹⁷⁾ Die Beziehung des Vasallen zum Oberherren gehört also, neben dem *gedinge*,¹⁹⁸⁾ zu den im Ssp-Lehnrecht am meisten ergänzten Themen.¹⁹⁹⁾

2) Wir wollen eigentlich zuerst den Artikel Lnr. 80 §2 behandeln. Als Vorbereitung dafür beginnen wir jedoch mit dem vorangehenden Artikel Lnr. 80 §1, obwohl dort nicht (ausdrücklich) von *herschilt* gesprochen ist.

a) Lnr. 80 §1 = *Swe an den overen herren sinnet lenunge oder wisunge mit sime gude, wiset he ene dan in sines herren ungenot, so de man dat erst irveret binnen der jartale, dat he volgen scal, so scal he de wisunge weder spreken vor deme overen*

Landrecht erheben können oder müssen. Vgl. dazu den Fall in Ldr. II 42 §1.

196) Vgl. dazu o. Fn. 101.

197) Außer den hier zu behandelnden Artikeln, wo das Wort *herschilt* erscheint: Lnr. 80 §2 u. §3, siehe auch die Artikel, wo das Wort nicht erscheint: Lnr. 14 §3, §4, 15 §1, §2, §3, 28 §2, 29 §1 (= AV I 75, aber an der korrigierten Stelle), 38 §1, §2, 58 §1, 59 §1, §4, 60 §1, 69 §9, 71 §10, 80 §1.

198) Vgl. dazu o. Fn. 89.

199) Im übrigen müssen wir auch in Bezug auf die Artikel, wo ein *overe herre* nicht ausdrücklich erwähnt, sondern (im Zusammenhang mit der *olge*) einfach von *ander herre* gesprochen ist (z.B. wie in Lnr. 2 §5, §7, 56 §1, 75 §1), jedenfalls eine Möglichkeit mitrechnen, daß unter dem *ander herre* auch der *overe herre* mit einbegriffen sein könnte.

herren. Wel de herre, he mut to hant seggen, war umme he nicht volgen ne scole; wel he aver, he mach eme degedingen dar umme vor sine man to enen male unde nicht mer, dar ne werde ordel gesculden oder ordeles vrist mit rechte gewonnen. So mut de man seggen, weder he de wisunge verspreke mit der ergeren bort oder mit manscap, dar sek jene mede genederet hebbe an den men ene wiset, oder sin vader oder sin eldervader.

Falls das Lehen eines Vasallen dem Oberherren *ledich* wird und der Vasall daraufhin vom Oberherren erneute Belehung verlangt, soll der Oberherr, wie bereits oben in I, 2, 8) dargelegt, den Vasallen selber mit dem Gut belehnen oder ihm einen neuen Herren anweisen. Dieser neue Herr soll aber, den Grundsatz von der Erniedrigung des Schilds vorausgesetzt, einen gleichen Schild haben, wie der frühere Herr des Vasallen. Wenn der Oberherr aber wider diese Regel dem Vasallen *sines herren ungenot* als neuen Herren anweist?

Es verdient keine Erwähnung, daß der Artikel eben ein Verfahren, wie der Vasall solch eine rechtswidrige Anweisung des neuen Herren durch den Oberherren zurückweisen sollte, konkret beschreibt. Dazu sei aber nur folgendes zu bemerken: In solch einem Fall darf der Vasall nämlich die Anweisung der neuen Herren zurückweisen, nicht nur *mit manscap, dar sek jene mede genederet hebbe*, sondern auch *mit der ergeren bort*. So weit geht hier also eine Tendenz zur Fixierung jedes Schilds an je einen Geburtsstand.

b) Lnr. 80 §2 = *So vrage de herre enes ordeles, of he ienege rede gedan hebbe de eme helpende si. Vint men to rechte,²⁰⁰⁾ he ne hebbe, so mut he volgen an jene oder he mut dat ordel scelden. Vint men to rechte, he hebbe rechte rede, desthe he er mit getuge vulkome, hevet he denne de wisunge versproken mit der ergeren gebort, dat mut he tugen selve sevende umbesculdener lude an erme rechte, swe se sin: hevet he de wisunge versproken mit manscap, dar he sek mede geneder(e)t hebbe, an den men ene wiset, oder sin vader oder sin eldervader, dat mut he tugen selve dridde so gedaner lude de to deme herscilde geboren sin, se sin des herren man oder ne si. Sint se des herren man, de herre scal se plichtegen to deme getuge bi sinen hulden; ne sint se sine man nicht, se muten jeneme stan an deme getuge mit erme ede, dat de herre an den men ene wiset sines ersten herren genot an deme herscilde nicht ne si.*

200) Vgl. zum Ausdruck *to rechte vinden* o. Fn. 139.

Der Artikel erklärt weiter, an den eben behandelten Lnr. 80 §1 anschließend, das Verfahren, wie der Vasall die rechtswidrige Anweisung des neuen Herren durch den Oberherren zurückweisen sollte. Dazu sei nur folgendes zu bemerken: Auch hier ist nämlich der Ausdruck *to deme herscilde geboren* gebraucht.

3) Lnr. 80 §3 = *Kumt jene vor an den de tuch geit* (= der dem Vasallen angewiesene neue Herr), *unde but he sine unscult dar vore to dunde, he ne mach des mannes tuch mit siner unscult nicht breken. Budet he san sinen tuch dar to, dat he sines ersten herren genot wol si an der gebort unde an deme herscilde, he ne mach mit sime tuch jenes tuch nicht verleggen, went de man mut bad sek selve unde sin gut deme herren mit getuge untbreken, den de herre mute ene unde sin gut under sek ten mit sime tuge.*

Damit ist eindeutig klargestellt, daß die (prozessuale) Stellung des neuen Herren, soweit der Vasall, der die Anweisung an diesen zurückweisen will, seinen Einspruch durch den Zeugenbeweis begründen kann, hoffnungslos ist. Dazu sei aber auch folgendes zu bemerken: In dem Ausdruck: *genot an der gebort unde an deme herscilde* ist nämlich der (einzelne) Heerschild beinahe an je einen Geburtsstand assimiliert.²⁰¹⁾

4) Außerdem ist eine Ergänzung oder Korrigierung, die sich auf das Verlangen der Belehnungsernerung beim Oberherren bezieht, auch in 2 Artikeln, Lnr. 25 §3 und 54 §1 zu finden. Sie seien aber unten in einem anderen Zusammenhang zu behandeln.

6. Nunmehr wollen wir die im Ssp-Lehnrecht ergänzten oder korrigierten Artikel, die sich auf die Verfassung beziehen, (soweit darin das Wort *herschilt* oder *scilt* vorkommt) alle zusammennehmen.

1) Zunächst über die Ergänzung in Bezug auf das Eigenlehen.

a) Lnr. 54 §1 (= AV I 124 u. 126). Wie bereits oben erörtert,²⁰²⁾ vereinigt der Artikel die beiden entsprechenden im Auctor vetus, um etwa folgendes darzulegen: Falls ein Herr nämlich, indem er seines (lehnrechtlichen) Standesgenossen Vasall wird, sinen scilt erniedrigt, hat er damit das seinen Vasallen verliehene Lehen alles verloren, so daß

201) Der darauffolgende Art. Lnr. 80 §4 lautet wie folgt: *Swe mit ordelen ane getuch sines herren wisunge verleget, den mut de herre (= Oberherr) wol wisen anderwarve. Swe de wisunge aver mit getuge verleget, de ne mut he nirgen wisen, unde mut it eme selve lien, went de man n'is nicht plichtich to tugene dicker den enes umme en gut jegen sinen herren.* Wenn dem so ist, würde der Oberherr, der den Vasallen nicht selber belehnen will, dazu getrieben werden, den Einspruch des Vasallen, ohne von diesem den Zeugenbeweis zu verlangen, *to hant* anzuerkennen.

202) Vgl. dazu oben III, C, 4, 2), b) u. c).

alle Vasallen erneute Belehnung damit vom Oberherren verlangen sollen. Durch die Ergänzung in Lnr. 54 §1 ist davon das Eigen des Herren ausdrücklich ausgenommen. Über das weitere Schicksal des Eigenlehens schweigt der Artikel.

Darüber besagt aber der andere Artikel, Lnr. 76 §3, der betreffs der Aufkündigung der Vasallität durch den Herren dieselbe Ausnahme ergänzt, wie ebenfalls oben untersucht,²⁰³⁾ etwa wie folgt: Auch in diesem Fall hat der Herr das Gut, das dem Vasallen verliehen ist, alles verloren, so daß der Vasall vom Oberherren erneute Belehnung damit verlangen soll. Wenn das Gut das Eigen des Herren ist (oder einem Gotteshaus zugehört), so darf der Vasall es lebenslang *ane denest* behalten, er kann es auch weiter verleihen sowie auf seine Kinder vererben. Daraus sei wohl zu schließen, daß das Eigenlehen auch in dem Fall des Lnr. 54 §1 das gleiche Schicksal erfahren hat.²⁰⁴⁾

Im übrigen haben wir oben auch auf folgendes hingewiesen: An den Korrigierungen und Ergänzungen im Ssp-Lehnresht betreffs des Eigenlehens ist im großen und ganzen eine Tendenz oder Neigung zu erkennen, daß man, einerseits seine Eigenschaft als Eigen bewahrend, doch es möglichst an das Reichsgut angleichen will.²⁰⁵⁾ Was dies für die Verfassung bedeutet (oder bedeuten kann), soll der folgende Artikel klarmachen.

b) Lnr. 69 §8. Dem Artikel zufolge soll auch die Urteilsschelte über ein Eigenlehen (obwohl der König in Bezug auf das Eigen kein oberster Lehnsherr ist) zuletzt *vor dat rike* (= vor Königsgericht) gezogen werden.²⁰⁶⁾ Für uns wäre aber die Begründung dieser Ansicht noch wichtiger. Unser Spiegler sucht nämlich den Grund dafür im folgenden: Der könig ist doch nicht nur der oberste Lehnsherr, sondern zugleich auch zum obersten Richter zu Landrecht gewählt (so daß er als solcher auch über das Eigen richten kann).

Besonders zu bemerken ist dabei, daß unser Spiegler dies ferner mit dem Satz: *went de herscilt an eme* (= dem König) *begint* begründen will. Denn damit ist klarzustellen, daß ihm folgendes deutlich bewußt gewesen ist: Die Heerschildordnung, an sich ein Rechtsinstitut zu Lehnrecht, fungiert doch zugleich als Treppe, wodurch die landrechtliche (Blut-)Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen, vom König ausgehend, nach unten

203) Vgl. dazu o. III, C, 4, 2), a) u. c).

204) Vgl. dazu o. III, C, 4, 2), c).

205) Vgl. dazu o. III, C, 5.

206) Vgl. dazu sowie zum folgenden oben III, D, 4, 4) wie 5.

geht. Hinter der oben in a) erwähnten Tendenz zur möglichen Angleichung des Eigenlehens an das Reichsgut versteckt sich, so gesehen, eben die Neigung (oder das Idealbild) unseres Spieglers, das System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen durchzusetzen und damit auch jedes Eigen wie dessen Inhaber restlos in dieses System (oder in den damaligen "Staat") einzugliedern.²⁰⁷⁾

2) Dann über die Korrigierung oder Ergänzung, die sich auf den König oder auf das Reich bezieht.

a) Lnr. 25 §3 (die zweite Hälfte davon) (= AV I 61): *Also manich scilt, alse is van deme koninge nederwart, also manich jartale is to volgene sime gude, iewelkeme binnen ses weken unde eneme jare.*

Im Vergleich zum parallelen AV I 61²⁰⁸⁾ ist ohne weiteres festzustellen, daß in Lnr. 25 §3 der Vorlage 2 Zusätze (= *alse is van deme koninge nederwart* sowie *to volgene sime gude*) hinzugefügt ist. Beim ersten Anblick könnten sie beide als eine bloße technische Ergänzung erscheinen, auch ohne sie kann man doch aus dem Zusammenhang mit der ersten Hälfte des Artikels wohl dasselbe entnehmen.

Soweit es den ersten Zusatz angeht, trifft das aber nicht zu, weil ein anderes Beispiel wie folgt zu finden ist. Lnr. 71 §6 setzt, wie bereits oben erwähnt,²⁰⁹⁾ in Bezug auf das Eigenlehen, an die Stelle von den Worten in der Vorlage (= AV I 61): *sexta manum* die: *de sevende hant* und fügt ferner zur Vorlage den Satz: *alse ander len dat des rikes gut is* hinzu. Zweifelsohne sind diese Korrigierung und Ergänzung ganz bewußt erfolgt. Sie bringen doch zum Ausdruck, außer der oben erneut erwähnten Tendenz zur möglichen Angleichung des Eigenlehens an das Reichsgut, auch eine Vorstellung, daß der Heerschild vom König ausgeht oder an der Spitze der Heerschildordnung der König steht, viel deutlicher als die Vorlage.

b) Lnr. 23 §1 (= AV I 50).²¹⁰⁾ Am Eingang des Artikels, der dem Texte der Vorlage entspricht, ist bestimmt, daß der Herr (beim Mannfall sowie beim Heerenwechsel) die (von einem Vasallen angebotene) Mannschaft nicht zurückweisen darf, und an-

207) Vgl. dazu meinen Aufsatz, Die innere Struktur des mittelalterlichen Rechts (wie in o. Fn. 113).

208) AV I 61: *Quotquot enim sunt clypei, tot singulares sunt termini; cuiuslibet terminus habens annum et sex hebdomadarum spatium.*

209) Siehe oben III, C, 4, 3), c) mit Fn. 117.

210) Vgl. dazu oben III, D: 4, 1), a) u. 5, 2).

schließlich ist davon nur der Fall, daß *de (= man) des herscildes darvet*, ausgenommen. In der darauffolgenden längeren Ergänzung sind zu dieser Ausnahme folgende Fälle hinzugefügt: der Fall nämlich, daß der Vasall in *des rikes (= koninges) achte is* oder im betreffenden *gerichte (= Gerichtsbezirk) verfestet is*, oder daß ihn der betreffende Herr verklagt hat *vor des landes richtere umme rof oder umme ander ungerichte* (in diesem Fall aber nur *biunen den degedingen*). Mit dieser Ergänzung ist eben der Vorrang des Landrechts-gegenüber dem Lehnrecht eindeutig zum Ausdruck gebracht, hier in dem Sinne, daß die lehnrechtliche Stellung eines Vasallen durch seine landrechtliche Stellung bedingt ist.

c) Lnr. 69 §8. Auch in diesem Artikel, der, wie oben in 1), b) erneut erörtert, in dem *herschilt* zugleich die Treppe für das Gerichtslehen sehen will, erscheinen die beiden Wörter: *koning* und *rike*. Ferner ergzt ein ander Artikel, Lnr. 71 §2, der die Weiterverleihung des Gerichtslehens bis an *de virde hant* prinzipiell (d. h. das Schultheiamt ausgenommen) verbietet, den Satz: *Swe gerichte to lene hevet* eben mit denselben Worten: *van deme koninge nederwart*, genau so wie in Lnr. 25 §3.²¹¹⁾ Ziehen wir diese beiden Artikel mit in Betracht, so drfen wir ruhig schlieen, da hier behandelte Korrigierungen und Ergnzungen im Ssp-Lehnrecht alle auf die berlegungen ber das System der Gerichtsbarkeit zu Landrecht sowie ber die darauf beruhende “Verfassung” beim Beschreiben des Ssp-Landrechts zurckgehen.²¹²⁾

3) Schlielich ber die Korrigierung oder Ergnzung, die sich auf die Frsten und ihr Fahnlehen bezieht.²¹³⁾

a) Lnr. 71 §20 (= AV III 4): *Van iewelkeme anderen lene ane borchlen mut en man ordel vinden over den anderen unde tuch wesen de an deme herscilde vulkomen is, ane oppe vorsten vanlen. De vorste mach aver wol ordel vinden unde getuch wesen over iewelken man des rikes.*

Der Artikel korrigiert in der ersten Hlfte den entsprechenden Text im AV III 4 erheblich. Einmal lt er einfach weg den Relativsatz, der den Worten *alium bene-*

211) Vgl. dazu oben III, D: 4, 1), c), mit Fn. 151 wie 5, 2) mit Fn. 173.

212) Vgl. dazu oben III, D, 5 sowie meinen Aufsatz wie o. in Fn. 49.

213) Vgl. zum Gebrauch von den Wrtern: *vorste* und *vanlen* im Sachsenspiegel meinen Aufsatz, Lehnrecht und Verfassung im Sachsenspiegel (wie o. Fn. 1), S. XVI ff.

ficium zugehört: *quod homo per hominum suscepit et in warandia habuerit*.²¹⁴⁾ Zum anderen wechselt er den unbestimmten Ausdruck: *quibet idoneus super inbeneficiatum alium* mit dem deutlicheren Satz: *de an deme herscilde vulkomen is*.²¹⁵⁾

Zudem fügt der Artikel in der zweiten Hälfte (ab *ane oppe vorsten vanlen*) die Sätze hinzu, die sich auf die Fürsten beziehen, um die gleich dahinten ergänzten Artikel, Lnr. 71 §21, §22, §23 und 72 §1, einzuleiten. Darunter befindet sich auch ein "definitorischer" Artikel über den Fürsten: Lnr. 71 §21 (= *Vorste het dar umme vorste des rikes, dat sin vanlen, dar he vorste van wesen wel, neman vor eme untvan ne scal. Swe it en ander vor eme untvet de it eme liet, so n'is he de vorderste an der lenunge nicht; dar umme ne mach he van deme lene nen vorste wesen. Swe so vanlen hevet unde vorste is, de ne scal nenen leien to herren hebben ane den koning*), Dazu sei übrigens zu bemerken, daß er sich wahrscheinlich an die landrechtlichen Artikel (= Ldr. III 58 §2 u. §1) anschließt.²¹⁶⁾

b) Lnr. 71 §22 = *Oppe iewelk des vorstenlen, ane vanlen, mut iewelk man de van sime herren belent is tuch wesen unde ordel vinden, of he an deme herscilde vulkomen is*.

Daraus sei zwar zu entnehmen, daß die Fürsten außer Fahnlehen auch gewöhnliches Lehen haben und es weiter verleihen können. Aber alles andere ist bereits in der zweiten Hälfte des Lnr. 71 §20 (oben in a)) mit einbegriffen.

214) Im übrigen sei der Grund zur Weglassung dieses Relativsatzes im folgenden zu suchen: Der Ssp-Lehnrecht hat am Ende des vorangehenden Lnr. 71 §19 an die Stelle von *vulgare beneficium* den Begriff *recht len* gebraucht. Infolgedessen kommt es dazu, daß der Satz unserem Spiegler nunmehr als etwas Überflüssiges erschien; Die beiden, im AV genannten Eigenschaften sind doch im Begriff *recht len* (jedenfalls deutlicher) mit einbegriffen. Die Korrigierung in diesem Artikel ist also auch ein Beleg für den Unterschied zwischen *vulgare beneficium* und *recht len* (Vgl. dazu oben III, B, bes. 4).

215) Dazu sei übrigens zu bemerken, daß die Korrigierung an dieser Stelle auch eine inhaltliche Veränderung begleitet. Während ein Vasall nämlich, der nur mit dem *gedinge* belehnt ist, nach AV III 4 im Lehngericht über die anderen Vasallen weder Urteil finden noch Zeuge sein könnte, könnte er dagegen nach Lnr. 71 §20, soweit er *an deme herscilde vulkomen is*, das beide wohl tun. In der Tat darf solch ein Vasall nach dem ebenfalls im Ssp-Lehnrecht ergänzten Lnr. 9 §1 (= *Swe enes herren man is, vorspreke mut he wol sin unde ordel vinden binnen lenrechte, al ne hebbe he nen gut van deme herren*) im Lehngericht jedenfalls Fürsprech sein und Urteil finden (dabei sei der letzte Satz des Lnr. 9 §1 nicht, wie üblich, in dem Sinne zu verstehen, daß der Vasall von einem anderen Herren mit einem Gut belehnt ist).

216) Selbstverständlich gehört hierzu auch der oben in 2, 2) behandelte Art. Lnr. 21 §2.

c) Lnr. 72 §1 (die erste Hälfte davon) = *De koning mut wol degedingen to lenrechte enen vorsten over ses weken mit sime breve unde mit sime ingesegele in ene bescedene stad. Nene wort ne darf he benumen an sinen degedingen, went swar de koning openbare degedinget, dar is de hof. Binnen bundenen dagen unde in allen steden, ane in kerken, mut de koning sin lenrecht wol halden.*

Obwohl hier das Wort *herschilt* oder *scilt* nicht erscheint, ist es doch klar, daß der Artikel das Verfahren beschreibt, wie der König seinen *hof* als Lehngericht halten und einen Fürsten (der nach dem eben erklärten Grundsatz unmittelbar vom König belehnt ist) (wahrscheinlich um ihn zu beschuldigen) dahin vorladen soll. Dazu sei aber zweierlei zu bemerken. i) Auch im Landrecht befindet sich *sin* (= des Königs) *hof*, wohin die Fürsten mit demselben Verfahren zusammengerufen sind (Ldr. III 64 §1). ii) *Over der vorsten lif unde er gesunt* (also über das Verbrechen der Fürsten) *ne mut neman richtere sin wan de koning* (ist also nur vor diesem *hof* als Königsgericht zu Landrecht zu richten) (Ldr. III 55 §1). Dagegen darf kein Verbrechen von ihnen vor *hof* als *lenrecht* des Lnr. 72 §1 gerichtet werden, was übrigens auch daraus zu erschließen ist, daß dieser *hof* auch *binnen bundenen dagen* gehalten werden kann²¹⁷⁾.

d) Hier sei noch ein Artikel, wo das Wort *herschilt* oder *scilt* nicht erscheint, zu erwähnen: nämlich Lnr. 71 §3 (= AV II 68). Wie bereits oben im anderen Zusammenhang hingewiesen²¹⁸⁾, ergänzt der Artikel, nachdem er die Ausnahme vom prinzipiellen Verbot der Weiterverleihung des Gerichtslehens konkreter als in der Vorlage dargelegt hat, den folgenden Satz: *Also ne mut de koning nen vanlen (nicht ledich behalden over en jar)*. Damit ist auch der König an der Spitze der Heerschildordnung bestimmter als in der Vorlage in das (öffentliche) System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen eingegliedert. Ziehen wir also die beiden letzteren Artikel mit in Betracht, so können wir ohne Zögern schließen, daß auch andere Korrigierungen und Ergänzungen betreffs des Fürsten und Fahnlehens, auf dem erst im Ssp-Landrecht entwickelten Verfassungsbild unseres Spieglers beruhend, erfolgt sind.

7. Schließlich über den Artikel, der sich auf das Bauermeisterlehen bezieht.

217) Vgl dazu Ldr. II 11 §4 = *Binnen bundenen dagen ne mut men nicht dinge* (auch Ldr. II 10 §5 und Lnr. 4 §4).

218) Vgl. dazu oben III, D, 4, 1), c).

Lnr. 77 = *Len to burmesterscap gelegen erft de burmester op sine sone, al darvet he des herschildes, unde volget dar mede an enen anderen herren; nicht ne mach he it aver verliēn. Mit deme lene mach men ene ok wol wisen an enen anderen herren. Nenen herren ne mach he verspreken an der volge, it si wif oder man. Van dem lene ne mach he neweder tuch sin noch ordel vinden over enen vulkommenen man an deme herschilde.*

a) An diesem Bauermeisterlehen sei vor allem folgendes bemerkenswert: Ein Lehnsmann nämlich, falls er von einem Herren belehnt ist, hat zwar, im allgemeinen, *lenrecht* (also auch das Afterbelehnungsrecht) an dem Lehen, aber weder Erbrecht noch Anspruch auf erneute Belohnung daran.²¹⁹⁾ Dagegen hat der Bauermeister, obwohl er wie ausdrücklich gesagt, zu denen, die keinen Heerschild haben, gehört, gerade umgekehrt, an diesem Bauermeisterlehen sowohl Erbrecht als auch (wenn auch etwas nachteiligen) Anspruch auf erneute Belehnung bei einem neuen oder sogar oberen Herren, während er kein Afterbelehnungsrecht daran hat. Ganz beiläufig erwähnt, haben wir die gleiche Rechtslage des Vasallen auch beim Gerichtslehen gesehen.²²⁰⁾

b) HOMEYER will übrigens in diesem *len to burmesterscap gelegen* nicht das zu Lehen verliehene Bauermeisteramt, sondern ein Lehnsgut, das dem Inhaber des Bauermeisteramts verliehen ist. sehen,²²¹⁾ Damit sollte man doch (juristisch) gar nicht erklären können, warum der Bauermeister es auf seinen Sohn vererben konnte. So ziehe ich, provisorisch, dem letzteren die erstere Auslegung dieses Lehens als das zu Lehen verliehene Bauermeisteramt selbst vor.

c) Immerhin stellt Lnr. 77 den einzigen Artikel im Ssp-Lehnrecht dar, das das Bauermeisteramt oder die Belehnung des Bauermeisters berührt. So wollen wir im folgenden, vorsichtshalber, was im Ssp-Landrecht über die (gerichtlichen) Tätigkeiten des Bauermeisters dargelegt ist, zusammenstellen.

i) Der Bauermeister, der eigentlich zum Nutzen des Dorfs mit Einwilligung der Mehrheit der Dorfbewohner verschiedene Beschlüsse faßt und sie ausführt,²²²⁾ hat doch die Gerichtsbarkeit über ein leichteres Verbrechen, das im Dorf geschieht, er

219) Lr. 2 §2. Vgl. dazu oben I, 2, 6) u. 7), a).

220) Vgl. dazu oben III, B, 2, 2), a) wie III, D, 3, 1), 3) wie 4, 1), c).

221) C. G. HOMEYER, Des Sachsenspiegels zweiter Theil, 2. Bd., 1844, S. 529.

222) Ldr. II 55.

kann nämlich einen Diebstahl, geringer als 3 Schilling wert, während deselben Tages richten.²²³⁾ Falls es aber eine Nacht überdauert, kann er es nicht mehr richten.²²⁴⁾

ii) Im Gografending (oder, wahrscheinlich im Fall des Kirchenguts, im Vogtding) soll der Bauermeister jedes Verbrechen rügen, bei dem die Verfolgung des Täters mit dem Notruf eingeleitet ist, oder, das an das Leben oder an die Hand geht, soweit es noch nicht vor Gericht verklagt ist.²²⁵⁾ So würde man gerne den Gograf (oder den Vogt) als oberen Richter des Bauermeisters annehmen.

iii) Über diesen steht aber nicht immer ein Gograf als Obrichter. Denn die *lantlude* können zwar den Gograf (im voraus) auf bestimmte Zeit wählen, er kann aber auch bei jeder jähren Tat gewählt werden, um den Täter zu richten, und zwar mindestens von drei Dörfern und soweit man den *belende richtere* (wahrscheinlich den Graf) nicht zur Hand hat.²²⁶⁾ (Was den Vogt anbelangt, so ist, im Vergleich zu demjenigen Vogt, der unter Königsbann sein Ding hält, sogar von *deme belenden vogede* gesprochen).²²⁷⁾

iv) Der Bauermeister nimmt teil auch an der Verfolgung des Friedensbrechers, der in eine Burg im anderen Gerichtsbezirk geflohen ist.²²⁸⁾ Einem nach-eikischen Artikel zufolge erscheint er anstatt des Grafen auch als ein Gerichtszeuge.²²⁹⁾

d) So gesehen, wäre es durchaus denkbar, daß ein Gograf oder sogar ein Graf Lehnsherr des Bauermeisters ist. Aber wer, oder wozu er, diesen mit dem Beuermeisterlehen belehnt hat, sowie, in welchem Verhältnis dieses Lehens mit dem System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen steht, bleibt letzten Endes leider unklar.²³⁰⁾

223) Ldr. II 13 §1.

224) Ldr. II 13 §2.

225) Ldr. I 2 §4.

226) Ldr. I 55 § 2 u. 56.

227) Ldr. III 64 §4, §9.

228) Ldr. II 71 §5 u. 72 §1.

229) Ldr. I 13 §2.

230) Auch die Frage, die oben in Fn. 142 aufgestellt ist (= ob das *iudicium* in AV I 34 (= das *gerichte* in Lnr. 11 §2) nicht in irgendeinem Zusammenhang steht mit dem *len to burmesterscap gelegen* in Lnr. 77) bleibt letzten Endes ebenfalls ungelöst, obwohl ich zu einer folgenden Annahme neige: Falls ein Gograf, der im voraus auf bestimmte Zeit gewählt ist, nicht existierte, könnte ein Graf, um diese Lücke zu erfüllen, einige Bauermeister mit diesem Lehen belehnt haben (Dafür gibt es doch keinen unmittelbaren Beleg in unserem Rechtsbuch).

V. Schlußfolgerung

Damit geht unsere Untersuchung über die Heerschildordnung im Sachsenspiegel langsam zu Ende. Nunmehr gilt es daraus Schluß zu folgern.

1. Zuerst über die eingangs angeschnittene Frage, warum unser Spiegler im Ssp-Lehnrecht, gleichzeitig mit den Artikeln, die sich auf die Verfassung beziehen, auch solch einen Artikel wie Lnr. 54 §2 ergänzt hat, der dem Grundsatz des Landrechts, besonders aber des Friedensrechts, im Widerspruch zu stehen scheint.

1) Lnr. 54 §1 behandelt den Fall, daß ein Herr durch die Mannschaft zu seinem Standesgenossen seinen Heerschild herabsetzt. Dabei vereinigt der Artikel die beiden entsprechenden Artikel der Vorlage (= AV I 124 u. 126), um bestimmter und strenger als die Vorlage wie folgt zu besagen: *al siner manne len hevet he* (damit) *verloren*. Dies kann freilich der Ergänzung des Lnr. 54 §2 einen Anlaß gegeben haben. Ohne Ausnahme wie Lnr. 54§2 hätte doch auch solch ein *man* wie in diesem Artikel nunmehr *al siner manne len* verlieren müssen.²³¹⁾

2) Zu bemerken sei ebenfalls, daß das, was in diesem Artikel besagt ist, keineswegs in jeder Hinsicht dem Grundsatz des Landrechts gegenübersteht. Der letzte Satz: *deste de manscap nicht geerft ne werde* setzt z. B. eine Regel voraus, daß auf einen Lehnserben (nicht irgendein *herschilt*, also nicht nur die Lehnsfähigkeit selbst, sondern) *des vaders scilt* vererbt wird. Diese Regel ist aber erst in einem ergänzten Artikel des Lehnrechts (21 §1) ausdrücklich dargelegt und zeigt eben die Tendenz zur (möglichsten) Fixierung jedes Schilds an je einen Geburtsstand.²³²⁾

3) Im Lehnrecht ist auch solch ein Artikel als Sonderregel, die dem Vasallen lebenslänglich irgendein Recht zugibt, keineswegs alleinstehend. Im Zusammenhang mit dem eben in 2) Gesagten wäre davon folgendes Beispiel am wichtigsten: Ein Lehnsunfähiger (wie Paffe oder Frau), der trotz seines fehlenden Heerschildes von einem Herren belehnt ist, kann das Lehen nämlich seinen Vasallen weiter verleihen, ohne damit ihren Heerschild herabsetzen (geschweige denn verlieren) zu lassen.²³³⁾

4) Auch der Sachverhalt, daß ein Vasall den von ihm begangenen Totschlag (wenn auch mit der Mannschaft zu einem Verwandten des Geschlagenen) sühnt, nicht so-

231) Vgl. dazu oben III, C, 4, b).

232) Vgl. dazu oben IV, 2, 1).

233) Vgl. dazu oben II, 5 (ab S. XV, L. 6 v. unten).

gleich oder nicht notwendig dem Grundsatz des Landrechts widerspricht. Im Sachsen-spiegel gilt doch im Grunde immer noch ein älterer Grundsatz: Wo kein Kläger, da kein Richter.²³⁴⁾ Auch *duve oder rof* in Ldr. I 38 §1 könnten wir nicht als vertretendes Beispiel aller Verbrechen, sondern wörtlich als etwas, was ausschließlich Diebstahl oder Raub bezeichnet, auslegen, ein Verbrechen also, wobei einem irgendeine Sache genommen wird.²³⁵⁾

5) Die Sonderregel in Lnr. 54 §2 gilt aber nicht für jeden Fall, daß der Vasall durch die Mannschaft zu seinem Standesgenossen seinen Schilt herabsetzt, sondern nur für den Fall, daß er damit den von ihm begangenen Totschlag sühnen will. So sollen wir uns nach dem Grund dafür weiter fragen.

Einen Anhaltspunkt für diese Frage sei wohl im Artikel Lnr. 76 §3²³⁶⁾ zu finden, ein Artikel nämlich, der in Bezug auf die Aufkündigung der vasallistischen Beziehung durch den Herren die Vorlage im AV (= III 15) eben auf gleicher Weise wie in Lnr. 54 §1 korrigiert hat. Auch in diesem Fall *hevet he* (= der Herr) *dat gut verlор(e)n dat de man van eme hadde, it ne si des herren egen*. Während Lnr. 54 §1 über das weitere Schicksal dieses Eigenlehens schweigt, besagt der Artikel etwa wie folgt: Der Vasall darf nämlich das Lehen, das das Eigen des Herren ist, nicht nur lebenslänglich ohne Dienst für den Herren behalten, sondern auch es weiter verleihen und auf seinen Sohn vererben. In dieser Korrigierung und Ergänzung haben wir eben das starke Interesse des Spieglers für den Frieden gesehen, weil eine Aufkündigung der Vasallität in der damaligen Wirklichkeit leicht zur Fehde übergehen könnte.

Wenn dem so ist, so wäre auch aus der Sonderregel in Lnr. 54 §2, wenigstens mittelbar, dasselbe Interesse wie in Lnr. 76 §3 zu entnehmen. Sie macht es doch sicher leichter, eine vasallistische Beziehung zwischen den beiden Parteien des Totschlags zu

234) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. Fn. 113, S. 138.

235) Vgl. dazu Ldr. III 76 §5, wo die Notwehr zwischen dem Herren und Vasallen unter der Bedingung, *deste he selve eres selves habe nicht ne neme* erlaubt ist, sowie Ldr. I 63 §1, wo von demjenigen, der einen Friedensbrecher zum (gerichtlichen) Zweikampf herausfordern will, folgende drei Sachen gleichzeitig zu verklagen, nämlich nicht nur daß der Verklagte ihm den Frieden gebrochen hat, entweder auf der Königsstraße oder innerhalb des Dorfs, und daß dieser ihn dabei verletzt hat, sondern auch daß *he ene berovet hebbe sines gudes*. Insoweit würde der Fall des Lnr. 54 §2 keineswegs auch dem Friedensrecht selbst widersprechen.

236) Vgl. zum folgenden oben III, C, 4, 2), a) u. c).

schließen, so daß eine mögliche Fehde zwischen den beiden auszuschließen. Aber ich würde das Hauptziel des Lnr. 54 §1 vielmehr darin suchen, die Heerschildordnung an sich als eine Hierarchie streng zu halten.

6) Wozu will aber unser Spiegler die Heerschildordnung so streng halten, und zwar indem er zugleich solch eine Ausnahme wie in Lnr. 54 §2 zugibt? Mit dieser Frage erreichen wir endlich die Ansicht, die wir am Rand des vorigen Aufsatzes angedeutet haben, eine Ansicht nämlich, dies sei eben dazu erfolgt, um das System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen reibungslos funktionieren zu lassen.²³⁷⁾ Im folgenden soll die Begründung dieser Ansicht an zwei konkreten Fällen verdeutlicht werden.

a) Der Fall, daß *de man* in Lnr. 54 §2 ein Schöffenbarfreier ist. Hätte es solch eine Regel wie in Ldr. III 65 §2 (= *Wert en man sines genoten man, sine bord noch sin lantrecht ne hevet he nicht gekrenkt, sinen herscilt hevet he aver genederet.*)²³⁸⁾ nicht gegeben, so hätte er mit der Mannschaft zu seinem Standesgenossen nicht nur seinen Schild erniedrigt, sondern er würde auch sein *lantrecht gekrenkt*, d. h. seine Rechtsstellung, um Schultheiß zu werden, verlieren können.²³⁹⁾ Ohne Schultheiß hätte ein Graf doch sein Ding überhaupt nicht halten können.²⁴⁰⁾ Überdies hätte das Grafending substantiell einen Mitträger seiner Gerichtsbarkeit verlieren können, denn an dem schöffenbarfreien Vasallen sollte, gleichzeitig mit allem Lehen, das er weiter verliehen hatte, eine wichtige materielle Grundlage für seine Tätigkeit als Schöffe verloren gegangen sein.

b) Der Fall, daß *de man* in Lnr. 54 §2 ein Graf als geboren Freier Herr ist. In diesem Fall hat er zwar dank der Regel des Ldr. III 65 §2 weder *sine bord noch sin latrecht gekrenkt*, so daß er rechtlich nach wie vor imstande ist, soweit er es will, im Amt zu bleiben. Hätte solch eine Sonderregel wie Lnr. 54 §2 nicht existiert, so würde er aber das von ihm weiter verliehene Lehen alles — also wahrscheinlich auch das von ihm

237) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. in Fn. 113, bes. S. 142 ff., sowie, meinen anderen Aufsatz wie o. in Fn. 1 (aber nur Anm. 240 zur jap. Fassung).

238) Der Artikel hätte eigentlich, wie o. in Fn. 33 hingewiesen, in Kap. II, 2, gleich hinter 2) (als 3)) angeführt und erläutert werden sollen. Bei der deutschen Zusammenfassung habe ich es wegen der mangelnden Aufmerksamkeit einfach übergangen. Dieser Fehler sei hier nachzuholen.

239) Vgl. dazu Ldr. III 54 §1 (= *Len an gerichte ne mut nemant hebben, he ne si scepenbare vri*).

240) Vgl. dazu Ldr. III 52 §1 u. Lnr 71 §2 (oben III, D, 4, 1), c)).

belehnte Schultheißamt — verloren haben, oder, der Schutheiß würde doch seinerseits nicht weiter sein Amt von diesem Grafen belehnt behalten wollen, um seinen Schild nicht zu erniedrigen. Auch in diesem Fall sollte der Graf ohne Schultheiß sein Gericht überhaupt nicht halten können.

Mit dem bisher Ausgeführten sei folgendes klargestellt: Um das System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen, trotz der Mannschaft zu einem Standesgenossen wegen des Totschlags, weiter reibungslos funktionieren zu lassen, ist unentbehrlich nicht nur solch eine Regel wie Ldr. III 65 §2, sondern auch die Sonderregel wie Lnr. 54 §2. Im übrigen ist dies unserem Spiegler wahrscheinlich erst nach der Beschreibung des Landrechts deutlich zum Bewußtsein gebracht worden.

2. Viel wichtiger wären doch Ergebnisse, die die Entstehung unseres Rechtsbuchs betreffen. Nunmehr bin ich fest wie folgt überzeugt: Der Auctor vetus stellt nämlich nichts anders als das lateinische Original des Ssp-Lehnrechts dar. Bei der lateinischen sowie deutschen Fassung hat unser Spiegler zuerst Lehnrecht, dann das Landrecht geschrieben und nach der Beschreibung des Landrechts das Lehnrecht korrigiert und ergänzt. Zum Schluß dieser Untersuchung seien im folgenden wesentlichste Argumente dafür kurz zusammenzufassen.²⁴¹⁾

1) Die Anzahl von Artikeln im Ssp-Lehnrecht, wo das Wort *herschilt* oder *scilt* gebraucht ist, übertrifft sie im Auctor vetus, wo das Wort *clypeus* erscheint, bei weitem.

2) Als ein Grund dazu ist anzugeben, daß das Wort *herschilt* auch in mehreren Artikeln des Ssp-Lehnrechts, die im AV eine Parallele haben, neu gebraucht ist und damit die Vereinheitlichung wie Feststellung des Begriffs: *herschilt* vorschreitet.

3) In einigen solchen Artikeln des Ssp-Lehnrechts sind auch Beispiele dafür zu finden, daß Korrigierung oder Ergänzung am Texte der Vorlage (= AV), nicht nur auf die Wahl des Worts oder der Formulierung geht, sondern auch auf eine inhaltliche "Verbesserung", und zwar so daß eine "juristische" Logik viel bestimmter und deutlicher geworden ist.

4) Ein anderer Grund zur Vermehrung der einschlägigen Artikel im Ssp-Lehnrecht besteht darin, daß dort eine nicht geringe Anzahl einschlägige Artikel neu ergänzt sind.

241) Vgl. zum folgenden oben I, 3, 4).

Ziehen wir auch solche Artikel mit in Betracht, so ist ferner folgendes festzustellen:²⁴²⁾

a) Für die Wörter wie *recht len*, *egen* und *gerichte*, die in den einschlägigen Artikeln vorkommen, gilt gerade dasselbe, wie es eben in 1) u. 2) gesagt ist.

b) Was in diesen neu ergänzten Artikeln behandelt ist, konzentriert sich auf mehrere bestimmten Themen, die übrigens manchmal in demselben Artikel miteinander verbunden erscheinen. Dies deutet an, daß diese Ergänzung oder Korrigierung im Ssp-Lehnrecht ganz bewußt und konsequent erfolgt ist.

c) Unter diesen Themen, die in den erst im Ssp-Lehnrecht ergänzten Artikeln behandelt sind, sind eben diejenigen, die zu den Kardinalthemen des Landrechts gehören, wie *bord*, *egen* und *gerichte*, vorherrschend. Dies zeigt deutlich, daß bei der Entstehung unseres Rechtsbuchs zuerst das Lehnrecht, dann das Landrecht geschrieben ist und danach das Lehnrecht korrigiert oder ergänzt ist.

5) Von den Schlüsselwörtern, die in den einschlägigen Artikeln des Ssp-Lehnrechts öfter vorkommen, bleibt übrig einzig das Wort *gewere* oder *were* (das dem *possessio* oder *warandia* im AV entspricht), (mit der gleichen Methode nochmals) gründlich zu untersuchen. An Ergebnissen über die Entstehung unseres Rechtsbuchs sei jedoch auch mit der gründlichen Überprüfung dieser Wörter nichts mehr zu ändern, so kann ich aufgrund meiner bisherigen Untersuchungen mit Sicherheit im voraus sagen.

242) Vgl. zum folgenden oben III, D, 5.